

No	意見
1	本件は、道路運送法施行規則附則（令四・九七国交令六六抄）（経過措置）第二条 ではないでしょうか。
2	アルコール検知器を使用した酒気帯び有無の確認は賛成ですが、運転を伴う業務開始前後に対面または対面に準じる方法でリアルタイムで点呼するのが無理です。 弊社では緊急対応のため早朝深夜に車両を使用する社員がありますが、その者の勤務に合わせて安全運転管理者や準じる者が深夜早朝に待機しなければならないのは、別の場所にしわ寄せが来ます。電話やオンラインミーティングでも良いとはいえ、点呼依頼の連絡がきたらすぐに対応出来るよう待機させるのは非常に困難です。代行業者に依頼する費用を捻出するのも無理です。 弊社ではアルコール検知器での測定結果や測定時の写真がクラウドに保存され、なりすまし防止が出来るタイプの検知器を使用していますので、このリアルタイムでの点呼は免除して欲しいです。
3	今回の改正は、安全管理者の業務の内容に対して、運送業の運行管理者並みの業務を部分的であるが、求めることになり、非常に懸念している。 私が特に懸念しているのは、直行直帰の際も確認しなければならない点である。 管轄が異なると言われてしまえば、その通りであるが、労働基準法や労働安全衛生法においては、直行直帰は業務外であり、その部分を会社の検査範囲とするのは、現在の労働環境に対して矛盾している。直行直帰については、通常の会社への出勤と同じく、直行直帰前にする必要はないと考える。特に直行時。
4	アルコールチェックの義務化についてはやむを得ないと思われるが、義務化に当たっては早朝深夜に出発・帰社が発生した場合の対応の緩和（例）ビデオや写真による確認でも可とする等 など、運送会社等と異なる一般法人の状況も加味した方針・ルールをきちんと定めてから実施すべきと考える。 これらの整備無しに運送会社等と同等の基準で義務化を実施した場合、アルコールチェックが形骸化する恐れがある。
5	機器の利用は有効だと思うが運用に問題が生じやすいと思うのももっと判りやすい広報をお願いします。検知器本体への国家公安委員会が定めるものとあるが、機種選定時に解りやすくしてもらいたいのと、非認定品が多く流通されている現状であり故障時などに誤認購買した場合は有効性が担保出来ない。その責まで交通安全管理者へいくのか。 また、長期出張などで本体を使用する場合には、機器の有効性担保が難しいです。
6	・白ナンバーにおける対面での機器を使用したアルコールチェックは、深夜・早朝なども含め24時間365日 常時確認者を設定しなければならず、常に業務時間内のようになり、深夜残業や休日出勤扱いなど、確認者の労働環境が損なわれている可能性があります。 ・現在のアルコールチェッカーは、チェックした際の顔写真 位置情報・改ざん不可なアルコールチェッカー測定数値が、WEB上に送信され保存される機種もあります。 ・運送事業者の施行内容を、白ナンバー事業者へそのまま運用させるのは、少々難があると感じている事業者は少なくありません。 ・実態に即した無理のない対応策のご検討をお願い致します。
7	府令の施行期日通り、令和5年12月1日より施行すべきと考えます。まず、国家公安委員会が定める国内メーカーのアルコール検知器の生産及び在庫状況は潤沢に安定しておりいつでも供給可能な体制が整っております。 また、安全運転管理者を有する事業所の現在のアルコール検知の状況を見ても、正確なアルコール濃度の測定はできておらず、飲酒運転管理の精度も低く、違反や事故等の重大な問題発展に繋がり各事業所の安全な事業継続に問題が生じている状態にあると考えます。
8	私は、サービス業で中小企業の代表をしている者です。社有車10台、社18名、令和4年10月より1人1台アルコール検知器配布と、自動で検査結果をクラウド上に保存するシステムを導入し現在運用しているところです。 検査記録の義務化は当然のことと考えますが、検知器やシステム導入の費用に対し、全面的に補助金等バックアップがあつてこそ、国民から義務化に賛成していただけるのではないかと感じます。弊社のような中小企業では運転管理者も本業にプラスして朝夕検査結果を管理をしていくのは大変負担が大きいです。弊社のように、極力負担がかからぬよう、費用をかけてシステム化している事業所もあるということを認識していただき、早期から真面目に取り組んでいる企業に対しても初期費用分は全額補助をして頂けるよう、切に願っております。ちなみに、弊社が導入しているシステムは、初期費用 279,400円、ランニングコストは月々19,800円かかっています。導入してわかったことは、これをアナログで毎日記録用紙に全員分を朝夕書いて1年分保存するという作業は毎日デスクワークの管理者でないと難しいということです。 また、社員からの要望として、私を含め、明らかにアルコールが全く飲めない、受け付けない体質の人が5名おります。こうした人にまでアルコール検知器を使つての検査は苦痛以外の何物でもありません。何とか、血液検査等科学的根拠を以て、「アルコール飲めない証明（下戸証明）」のようなものを持っておれば、検査をせずに済むようなものを、笑いごとではなく真剣に考えていただきたいです。 飲めない人にアルコール検査をせよというのは、男性に子宮がん検診をするのと同じです。真面目に取り組む者が損をする法律にならないよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。
9	アルコール検知器の使用については、費用的な問題も含めて必要を感じない。導入するのであれば補助金を準備すべきだと思います。
10	【対象業種の限定について】 私は大手ゼネコンに勤務し、公共交通機関が不便な地域の工事事務所の事務担当をしている者です。当工事事務所では通勤・業務で利用する自動車を5台以上運用しております。 当社は国内外の建設事業を主たる事業としており、公共交通機関が不便な遠隔地の工事事務所への通勤、同工事事務所から諸官庁への打ち合わせや書類の提出等のために自動車を利用しております。工事場所によっては工事事務所から作業場所に移動するために毎日自動車を利用する工事事務所もありますが、そのような工事事務所は国内でも少数であり、大半の工事事務所では業務のための利用は諸官庁に書類を提出するために月に数回程度しか利用しません。また、そもそも当社では公共交通機関を利用することが原則であり自動車を利用する工事事務所自体が少数でございます。自動車の利用が主たる業務ではない建設業を対象としても実効性に乏しいと思われまます。 については、アルコール検知器を用いた酒気帯び有無の確認はもとより目視等で確認することについても建設業においては廃止いただくことが望ましいです。 当業界はご存じのとおり深刻な人手不足の状況であり、その状況で来年、建設業にも施行される改正労働基準法に対応していかなくてはなりません。実効性の乏しい業務は少しでも廃止しなければ、建設現場での安全管理業務に支障が出てくる虞もでございます。【アルコール検知器の性能要件について】 無用な負担を軽減するためにも建設業への適用除外を強く希望いたします。 アルコール検知器は「呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するものとする。特段の性能上の要件は問わない。」とされておりますが、性能要件について検討しなければ実効性の伴うものとはならないと存じます。 アルコール検知器のセンサーは廉価だが検知性能が劣る半導体、高価で精度が高いが使用可能期間の短い燃料電池の2種類がございます。本来検知されなければならないものが検知できなかったり、その逆もあるような状況であれば、業務に支障が出ると思われまます。また使用期間を過ぎた場合も同様です。アルコール検知器の性能要件を定めなければ本制度は実効性が乏しいものとなると存じます。

11	<p>私の会社では、すでにアルコール検知器を使用した点検に取り組んでいますが、現実面で厳しい部分があり意見を提出させていただきます。</p> <p>使用している検知器はクラウド管理になっていて、点検時間やアルコール検知状況、実施時に呼気に連動し顔写真も記録されます。アルコールが危険値となった場合は、メールでアラート通知される仕組みにもなっています。</p> <p>私たちの会社は少人数で、勤務時間にばらつきもあり、チェック時に常時対面で確認できる人数を確保できない状況で、現実的にリアルタイムで対面確認や電話確認が不可能な日もあります。</p> <p>せめてクラウド管理の場合は、対面という部分を免除いただけるよう変更していただきたくお願いします。（基準値を超えたアラート通知が届いた場合は、クラウド記録され、リアルタイムに状況確認を行っています。反応は全てアルコール消毒などが原因でした）</p> <p>(参考) 使用している検知器とシステム概要はアルキラーPlusというものです。  <a href="https://pai-r.com/lp/alkillernex-a/?utm_source=ysa&amp;utm_medium=cpc&amp;vclid=YSS.1001129415.EAlaIQobChMIlb78e-wlVzlwPAh3CHwQYEAAYASAAEgJ7TD_BwE">https://pai-r.com/lp/alkillernex-a/?utm_source=ysa&amp;utm_medium=cpc&amp;vclid=YSS.1001129415.EAlaIQobChMIlb78e-wlVzlwPAh3CHwQYEAAYASAAEgJ7TD_BwE</a></p>
12	<p>従業員40人程の事業所で総務課に属しています。</p> <p>アルコール検知器を全社員に配布、且つ買い替えが必要なのは少なくない費用負担です。</p> <p>検知結果の他者による目視確認や電話確認は、直行直帰や夜間出勤のある当社では勤務時間外の対応が必要となり、近年の働き方に対して逆行します。</p> <p>体質的にアルコールを全く飲むことが出来ない社員にも検知器を購入し、費用を掛け、負担を強いています。</p> <p>アルコール検知器を常時有効な状態で保持する運用に反対します。</p> <p>そもそも簡単に虚偽の申告や記録が可能で、この方法で本当に飲酒運転が減少するとは考えられません。車両側で対策をする等、別のアプローチをとって頂きたいと思います。</p>
13	<p>アルコール検知器を使用した確認は、半導体不足の影響により各事業所に行き渡らない可能性を加味し延期していたと記憶しています。今回の道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案の中にはその点の改善されたと明確な判断材料が無い状態での改正になっていると認識しています。十分に期間があいたから大丈夫であろうなど曖昧な理由での改正は望みません。意見に対して、改正する事前提での返答にならない事を期待しています。</p>
14	<p>アルコール検知器は容易に入手出来るようになったと感じます。改正を実施してよいと思います。</p>
15	<p>予算どりの関係があるため来年4月を跨いで施工してほしい</p>
16	<p>実施時期決定から1年は周知期間を設けてほしいとおもいます</p>
17	<p>期の変わり目である4月としていただきたい</p>
18	<p>愛知県で介護事業所を運営している企業の方です。</p> <p>アルコールチェックの義務化は、安全運転管理者に求められているもので、対象は社有車のみで、自家用車は対象外になると思います。利用者の自宅を訪問するヘルパーさん等は女性で飲酒習慣もなく、社用車を運転する際のみ、毎回アルコールチェックをするのは違和感があります。自己申告での運用でも良いのではと思います。</p>
19	<p>今回の内閣府令案について拝見しました。</p> <p>飲酒運転を企業として行わない管理を行うのは必要なことと思いますが、営業用ナンバーの車両と異なり、現在はリモートワーク増加、働き方改革のための長期労働減少にむけ、直行直帰化が営業が常態化しております。直行直帰型営業の場合、車内に携帯したアルコールチェッカーを使用しての数値チェックは可能ですが、上席または同僚等任命された方に向けた報告が早朝や帰宅が深夜となる場合があります。これらの事象について、各警察署へ問合せを行いました「運用でまかせ」といった返答しかなく、結局何が正しいのかわからないままとなっております。12月からの開始あたり、白ナンバー車両使用実態に則した注釈を頂けると運用しやすかと存じます。</p>
20	<p>アルコールチェックを実施することについては仕方ないが、「休日、深夜 早朝」が1名運行の際の対面又は対面に準じる確認については、規模の小さい会社など、別で「確認者」を割くことが負担であり、運行の内容によってはいつ運行終了で連絡が来るかも分からない場合が多く、自宅等で待機を余儀なくされている。「アルコール検知結果を対面または対面に準じる方法で確認する行為」これは法律上必要な「労働」として取り扱うべきだと思うが、自宅での待機時間など、どういいう規則で労働と取り扱ってよいのか? 厚労省(労働基準監督署)との意見交換や確認などは実施されているのか?メールやチャットでの確認は認められないのであれば、必ず人員の確保をその運用する時間帯にする必要があり、この法律の運用にあたって「人件費のコスト意識」が全く無い。さらにメールやチャットでも仕事で受けたとしても、それは「労働」ではないのか? 経営者や管理職をあてがって「休日、深夜、早朝」の確認者を賄えばいいということでもない様に思う。むしろ本来の目的を達成させたいのであれば、アルコールを検知したらエンジンがかからない車を開発するべきだし、メーカーに開発・搭載を義務化するべき。それで初めて業務用途だけではなく、全ての飲酒運転を無くせるはず。最低でも安全運転管理者等が業務時間外に「確認する」行為については、労基含め指針や通達を出すべきと考える。</p>
21	<p>パブリックコメント募集ありがとうございます。意見記述します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回のアルコール検知器の義務化について、白ナンバーへの適用は現実的では無く、廃止すべきと考える。</li> </ul> <p>運送を主としない事業所において、自家用車、社用車問わず、不定期での業務利用が主であり、運行計画といえる代物は無い。突発的な利用が多いなかで運用が困難。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・何百と社員がいる会社の安全運転管理者に対し、負担が大きすぎる(物理的な対策として、他の従業員に委任するが、安全運転管理者にそこまで責任は負えない)</li> </ul> <p>早朝や深夜など確認者が誰もつかまらない場合が必ず発生する。運転できないとなると業務にならない。現実的ではない運用ルールのため、結果的に形骸化する(誰もやらない)。</p> <p>実施者確認者の時間的負担、検知器購入などのコスト負担のわりに、効果がないと考える。性悪説は分かるが、違反者は必ずすり抜ける。パフォーマンスにしか思えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本当にゼロにしたいのであれば、確実に物理的な方策(例:アルコールチェックしなければエンジンがかからないエンジンスターター義務化など)をすべきであり、中途半端な人任せでは無意味にコストばかりかかる。取り下げて頂きたい。</li> </ul>
22	<p>当方事業所は現場への直行直帰や通勤に社用車を使用している者が多い。</p> <p>この様な場合、安全運転管理者は早朝、夜間、深夜対応を迫られるが現実的には超過勤務となり、寝ていても起きなくてはならないなど非常に負担が重くなる。</p> <p>安全運転管理者が勤務時間外の場合には、運転者自身がアルコールチェッカーの記録を付けることで代用してほしい。</p>

23	<p>・アルコール検知器によるアルコールチェックが義務化となるのであれば、「対面もしくは対面準ずる方「法での目視確認」はもう少し緩和・廃止はできないでしょうか?バスやタクシー会社と異なり、営業 サービス業の多くは直行直帰で1人1台の携帯式検知器を使用しています。携帯式検知器の多くは、運用上アプリと連動して使用する場合が多く、どのメーカーも、なりすまし防止の為に、検知の際の顔写真の撮影や登録した携帯以外で使用できないなどの使用者制限をもけていたり対策をされていますので、アルコールが検出された場合のみ目視確認でも十分、飲酒防止ができるかと思われます。今一度、目視確認につきましては、この機会に見直しをご検討いただければと思います。</p> <p>また弊社は医療関係で人命に関わる場合もあるため、24時間365日保守・修理対応しています。サービスマンが数百人いる会社では、夜間早朝、休日の目視確認の対応は、どうやっても誰かが過重労働をしいられることとなります。アルコールチェックが始まってから管理者の負担がかなり大きい状況です。検知器導入に伴い、管理者の負担がすこしでも軽減となる運用をご検討いただければと思います。</p> <p>携帯用の検知器は1年ごとに買い替えが必要となっています。100台以上車を使用する会社では、毎年の費用負担が数百?数千万円とコスト負担が大きいので、トラック協会が実施しているように、検知器購入の補助金制度をできれば作っていただければと思います。ご検討よろしくお願いたします。</p>
24	<p>改正に伴うご検討ご苦勞様です。</p> <p>施行に対して賛成します。ですがまだよくわからないところがあります。グレーにしておく意識が薄れ確認漏れが生じてくると思うのです。</p> <p>[確認の頻度について]</p> <p>アルコールチェックは概ね出勤退勤時とか1日2回行うとありますが超過勤務で日をまたぐ場合はいつ行うか迷います。回数を多く行うには問題ないでしょうか?あいまいな回数では社員が納得してくれません。例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確認は運行の前後各1回ずつ。勤務時間が時間を超える場合は○時間に1回は行う。</li> <li>・運行前の確認は運行の○時間前までを有効とする。</li> </ul> <p>運行後の確認は運行の○時間後までを有効とする。・運行に宿泊を挟む場合は運行を分けて確認する。というルールがあるとわかりやすく管理者も確認の指示がしやすいです。</p> <p>[記録簿]</p> <p>記録簿の様式は特に決まっています。確認頻度にもよるのですが記録する項目を明確にしてほしいです。記録に「確認場所」がいるのかいないのか。「確認をするのだから当然いるだろう」では社員に指示する立場として困ってしまいます。宜しくお願いたします。</p>
25	<p>アルコール飲酒チェックを白ナンバー事業所にも導入は以前より取り組んでおりました。それを受けて意見を述べてみたいと思います。高齢者ドライバーの単純ミスによる大規模事故を背景に、それらは高齢者特有の認知機能の低下や疾病治療の薬物の服用による影響も少なからずあると思います。アルコールも嗜好品であるが、一種の薬物でもあり、飲酒を契機に身体機能の低下も先述の薬物同様の解釈もすることができ、その場合はいずれアルコール検知だけでなく、何らかの服薬歴もチェックするようなものができたら、痛ましい事故や、物損事故などを減らすことができるのでは考えております。規則なので、日本全国同一解釈で行うべきであり、その場合は、超高齢化に突入した現代における乗車前のチェックは身体機能だけでなく精神機能も確認するべきで、これらは安全運転教育で啓蒙すべき事案と考えております。</p>
26	<p>既に準備は終わっているので、正直いつから開始してもいいです。改正なさってください。ただ、機器を使ってアルコールチェックを行って、飲酒運転は減るのでしょうか?だいぶ前から「緑ナンバー」は導入していますが、トラックドライバーの飲酒は変わらずの状況です。また悲惨な事故を繰り返すのでしょうか?</p> <p>飲酒運転の件数が全く減る兆しが見えないこの状況で「白ナンバー」も同様のことを行って何か改善されるのでしょうか?</p> <p>いっそ、補助金を交付してインターロック装置の導入を促した方が余程効果が出ると思っていますし、運行管理者の業務低減にもなります。今後の方針を注力しております。</p>
27	<p>アルコールチェックについて機器不足問題が解消されるのであれば、12月からの実施で問題ないかと思います。機器不足問題の解消とは、今後永続的に行われるアルコールチェックにおける機器(主に消耗部品である半 導体センサー)をいつでも入手可能である状態を指します。販売会社としても実施が遅れば見込みの売上も立たなくなってしまうので、機器不足の心配がなければ、もっと早くのスタートでも構わないと考えます。</p>
28	<p>飲酒運転等による事故が及ぼす影響を鑑みれば、本改正案に趣旨には大いに賛同する面があります。一方で、運送を主たる業務としない中小事業者にとっては、色々な面で負担が大きいことから、以下の理由で機器を利用するアルコールチェックについては免除していただきたいと考えます。</p> <p>(免除すべきと考える理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機器導入による経費負担が大きいこと</li> <li>・人員不足で日常業務の運営が難しい中、機器の管理、内容確認、記録など、管理者の負担が一層増加する 運転者が予期せず直行直帰するケースも多く、運転者の判定機器常時携帯など、管理に難しい面があること</li> <li>・現行の目視確認、記録化によって、十分な抑制・けん制効果があること</li> </ul>
29	<p>昨今、飲酒運転や高齢ドライバーの交通事故ニュースをよく目にしますが、特にアルコールに関しては依存症の方が現に存在すること、また最低限業務中は運行者を管理している企業が確実に実施することが望ましいと判断します。</p> <p>車両の運行者というより、歩行者(特に子供)が被害者にならない世の中の仕組みづくりとして、アルコールチェック管理は手間でも企業が責任のもと実施すべきと思います。</p>
30	<p>アルコール検知器が一般販売されていますが、その性能は下記の2点により大きく影響を受けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※センサー自体の性能による検知精度の問題</li> <li>※継続使用によるセンサー精度低下の問題</li> </ul> <p>上記から、本来の目的を果たす事ができるよう運用するためには、高精度の機器を適切に校正や入れ替えして運用せねばならず、現実的に費用面や入手面での問題があると考えます。</p>
31	<p>白ナンバーの飲酒運転事故率”の開示を行い、各事業者でアルコール検知器なしでは改善の見込みがないことを示すべきではないかと考えます。</p> <p>また、飲酒運転による死亡事故の事故率自体は大きく減少している傾向だったと思いますので、アルコール検知器での義務化を行うのであれば費用は第一に国が負担すべきであり、事業者に押し付けるべきものではないと考えます。</p> <p>また、大きく考え方を変えれば自動車自体にアルコール検知機能を標準搭載するのであれば、それについては車検等で精度の確認を正確に行える可能性もあるので否定はしません。</p> <p>単に場当たりにアルコール検知器の義務化を行っている様に見えるので、まずどの程度の数値を減少、ゼロにする為に必要であるかを提示して、その費用を負担するのがどこにするのが妥当か分かり易くこちらも説明すべきであると思います。</p> <p>ひとつのやり方で言えば5年以内に社用車による従業員による飲酒運転による事故が発生した事業者については義務化し、5年経過したら任意に戻る様な形であれば納得感があります。そもそも飲酒運転で事故が発生していない事業者についても一律にアルコール検知器を導入して義務化して費用負担を押し付けるのは無理があるのではないかとこの考えです。なお、死亡事故ゼロを推進すること自体や子供が巻き込まれた悲しい事故を無くすこと自体に異論はありません。</p>
32	<p>中規模事業所の管理部門の者です。当社の社有車利用は市内への短時間の移動が主であり、その分発汗の頻度が高い状態です。社有車利用のたびに対面(もしくはビデオ通話等)でリアルタイム確認をするとなる 担当者(補助含め)が常に誰か対面対応(ビデオ通話)が出来る状態で待機する必要があるため、様々な調整が必要になります。対象範囲の見直しまたは本家の見送りを希望致します。</p>

33	<p>そもそもが白ナンバー事業所にこの規制を設けること自体が全くの無意味であるという自覚をして頂きたいです。法人にこんなことをやらせても、この規制の行きつく先はいかに体裁だけを整えるかの誤魔化しに終始されると思います。</p> <p>一般家庭の飲酒運転から目を背ける意味も一切分かりません。</p> <p>本気で飲酒運転を根絶したいのならばアルコール検知とエンジン始動を紐づけて、一般家庭も込みでやる以外の方法はありません。やった感を出すだけのパフォーマンスをするのはやめて頂きたいです。本気でやる気が無いならば振り回すのはやめてください。</p> <p>こんな稚拙な法令改正をせずに意味のある方法での目的達成をお願い致します。</p>
34	年度初めにしてください
35	期日の正式発表から1年は猶予を設けていただきたくお願いいたします。
36	12月では予算が確保できません。4月以降が好ましい。
37	70%の安全運転管理者がアルコールチェッカーを確保済みとしているが、本当にまともなアルコールチェッカーを確保できているのか? 弊社で購入したアルコールチェッカーは酒を飲んでも数値が出ない。その点を安全運転管理者にしっかり確認してから発表したほうがいい。そうしないとアルコールチェッカーで検査スミの酔っぱらいの飲酒運転が増えてしまう。
38	警察庁御中 施行日程決定から施行日までの準備期間が短すぎるのではないのでしょうか。一年位待っていただけないのでしょうか。
39	ネットサイトでアルコール検知器協議会の五万円するアルコールチェッカーを買いましたが、自分で酔っている感覚があって顔も真っ赤なのにアルコールチェック結果は0.00だった。高級品でもこんな状態の中、時期尚早では?しっかり警察で調査して欲しい。
40	<p>以下の理由で強く反対です。機器の導入が義務化されるのであれば一部企業(機器製造・販売)への利益誘導であるのではないのでしょうか。</p> <p>2. 機器は1年程度で買い替えまたはキャリブレーションが必要になることから、企業では毎年10万円?の支出が継続的に増えることになり、中小企業ほど負担が大きくなる。ひいては、企業の成長の阻害となる。</p> <p>3. データの管理等で事務処理が増えることから、ただでさえ低い日本の労働生産性が低くなるのが考えられる。</p>
41	<p>意見募集後の市場の動きとして、まだ決定していないという雰囲気があり、様子見の様相が覗えます。本格的な動きは意見募集期限が過ぎ、公布された以降と考えます。</p> <p>まだ検知器の導入を控えている事業所にとっては、選定時間が足りないと拙速な選定・購入に至ることが簡単に予測され、本来意図していなかった仕様、性能の検知器を運用に使用せざるをえない事態になるリスクを軽減する為にも、意見募集期限後に発出される施行宣言期日から最低6ヵ月程度の猶予が必要と考えます。2024年2月施行が適切であると強く提案します。</p>
42	<p>令和5年12月1日からアルコール検知器の使用義務化規定を施行(6月9日から7月8日までの間パブリックコメントを実施)の情報が6月9日警察庁のホームページで出ておりました。今回の一部を改正する事には賛成です。</p> <p>アルコールチェックは業務で車両を使用(運転)する人を対象にしていると思います。ただ、アルコールチェックの対象となる人を限定することも大切だと思います。個人的には前日飲酒によるアルコール摂取をしない人はアルコールチェックの対象から外しても良いと思います。理由として飲酒(アルコールを含む食品を摂取)をしない場合は、呼気からのアルコールの検出は生理学的にあり得ません。業務で運転する場合は全ての人を対象としなくてもいいのではないかと思います。飲酒ができないアルコールアレルギー反応する人、飲酒をしない人等はアルコール検知器のチェックは行わなくても良いと思います。</p> <p>アルコール検知器を導入するにも人手もお金もかかります。大手の会社・事業所は人間的にも金銭面でも余裕があるかと思いますが、中小の零細企業はぎりぎりの経営で営んでいるところもあります。コロナウイルスにより融資を受けている事業主も多くおり今その返済に迫られております。法改正には極力従う方向ではありますが、アルコールを摂取しない者までチェックする必要性に疑問を持っているものです。今回の法改正の問答集に出ていましたが、通勤だけで業務での運転をしない人はアルコール検知器によるチェックからの対象外となっております。歪んだ解釈をすれば、家を出る時に二日酔いで車の運転をして、会社に出勤し業務で運転しないからアルコールチェックをしなくてもいい人も出てくるかと思えます。呼気1リットル中からのアルコール濃度が0.15ミリグラムパーリットル以上であれば酒気帯びになりますので道路交通法違反となります。通勤から家までの運転は業務ではないという事なのかもしれませんが、事業者は通勤も労災の範疇に入っております。今回の法改正と同じ解釈はできませんが、酒気帯び、飲酒運転は車を運転する時が対象で、今回の一部改正は事業所における業務中という範囲の中でという事なのでしょう。</p> <p>であるならば酒にアレルギー反応するので飲酒しない人、前日に飲酒をしない人もアルコールチェックの対象から外す事も可能だと思います。全く酒に縁のない人も多数いると思います。警察署が管理監督をする道路交通法と、安全運転管理者ができる範囲は異なりますが、今回の改正で、酒気帯び・飲酒運転による交通災害が無くなることを願っている一人です。なにとぞご検討の程、お願い申し上げます。</p>
43	未だに飲酒運転による痛ましい事故が繰り返し発生しており、その法整備が不十分あるように感じます。業務において運転する場合においては飲酒運転の防止するために法律により義務化・厳罰化を推進し、より良い交通環境を整えてほしいと思います。特に義務違反した会社へは営業禁止および罰金、経営者の刑事罰など厳罰化してほしいです。
44	今から12月と発表されても安全運転管理者にとっては予算申請期間が短く会社で苦しい立場に立たれてしまう。せめて期初の4月以降としてもらえないだろうか。
45	大量に入手したアルコール検知器協議会のアルコールチェッカーがエラーばかりで社内でクレームが出ています。アルコール検知器協議会の話を鵜呑みにしないでエラーの出ないアルコールチェッカーの供給体制が揃うまで延期してほしい。本運用となったら社内で炎上案件になってしまう。
46	Amazonでアルコールチェッカーを買ったが、酒を飲んでも0表示で、公安委員会認証品とのことだった。この状況でアルコールチェッカー使用を義務化したら、飲酒運転の免罪符とならないか心配。
47	<p>白ナンバー事業所に現行の規定でアルコールチェックをやらせる事に無理がある事は少し考えを巡らすか今まで来ている意見を見れば自明かと思われれます。</p> <p>本当に飲酒運転を根絶したいのならば行うべき施策はこれでは無いことは認識出来ているのでは無いですか?自分たちの非を認めることは恥ずかしいことでも何でもありません。今からでも遅くないので別の方法での目的達成をお願いします。それか確認の為の時間外出勤によって発生する残業代他国に全額負担頂けるのですか?地方の警察ですら理解出来ない施策を強引に推し進めないでください。</p>
48	年末年始の時期に間に合わせたいのは重々理解できますが、市販チェッカーの検知結果のデタラメさは目に余るので、年末年始の時期に導入するのは逆に意図しない飲酒運転を多発させ混乱を招くのではないかと。
49	<p>アルコールチェックが行われる経緯として、千葉県八街でのトラック運転手による事故が引き金となった旨の記載があります。そのトラックが白ナンバーであったということで、昨年5台以上保有している事業所の全ての白ナンバーの社有車がアルコールチェックの対象となったわけですが、その事故に関してトラック運転手はアルコール依存症であったわけで、非常に特殊なケースであったと思います。多くの事業所にて勤務中に飲酒することはあり得ないことであり、アルコールチェックというのは無駄な業務命令であると言わざるを得ないと思います。働き方改革で「無駄な業務」の削減を推進しようとしている政府の方針に逆行するものだという考えはないのでしょうか?</p> <p>既にこれまでのパブリックコメントに記載されている通り、多くのドライバーは直行直帰であったり、さらに早朝深夜の運転をすることが多く、そのアルコールチェックを行うという業務は大きな負担となり車両管理従事者へ精神的な過労促進につながってしまうものと思います。従いまして、直ちに白ナンバー車に対するこのアルコールチェックの取りやめをお願い致します。</p>

50	直近でもタクシードライバーが、などという事もありましたが、罰則規定や取締りも厳しくなっているにも拘らず未だ減らない飲酒酒気帯び、またそれによる痛ましい事故はなんとかして少しでも減らさなければなりません。なので今回の内閣府令案については大賛成という立場である前提での意見です。事業主として国の方針には従い協力していきたいと考え、すでに昨年からアルコールチェッカーによる検査と手書きの記録は実施しているのですが、どうしても運用についてネックになっている点があります。それは対面確認です。弊社は6人程度のメンバーがそれぞれ現場へ出かけ設備メンテナンスを行っていますが、会社を出発する時間はバラバラです。安管も現場スタッフですし代表者の私も現場に出かけます。すると殆どの場合対面確認できる人がいません。リモートと言っても確認したい時間はだいたい皆運転中ですし、休日出勤の際もお休み中の安管や上司に早朝からビデオ通話するのは非現実的です。宿泊を伴う出張なども同様です。クラウド管理などシステム的に管理する方法もあるかと思いますが、システム導入にはイニシャルコストだけでなく継続的にランニングコストも大きく掛かり、小規模事業者には費用負担が深刻な問題となります。
51	当社はチェッカー導入にあたり十数種類のチェッカーを購入して選定作業をしました。しかし、大多数が出鱈目な精度のものでした。その中にはアルコール検知器協議会の認定品も含まれています。安全運転管理者の七割が必要台数のチェッカーを保有しているとのことですが、本当に信頼できるチェッカーを保有しているのはひと握りと考えます。このまま本施行すれば警察が飲酒運転にお墨付きを与えることになりかねません。急がずにしっかりとしたヒアリングを行なって体制を整えてから本施行とすべきと考えます。
52	アルコールチェックを実施することは必要なことだと思います。ただ、夜中や早朝とわずに必ず対面、もしくはビデオ電話となると、対応するのがとても大変になります。実際に就業時間外での受付となるため、無償で業務をしてもらうわけにはいかず補助者に頼むこともできないため自分一人で無償対応になります。
53	会社で急いでアルコールチェッカーを購入したが、延期になり、校正時期がきてしまっています。校正費用も馬鹿になりません。もしこの案が廃案になった場合、本体の購入費用はどうなるのでしょうか?そもそも義務化の対象が広すぎです。車の運転が業務の一つの会社ならまだしも、車両の保有台数に応じた安全運転管理者の選任と、アルコールチェックの義務化は一般の会社では結びつかないでしょう。去年急いで購入してバカだった。と現在思っています。
54	広報資料を見ました。アルコール検知器協議会の供給体制が整っているとのことですが、我が社で確保したアルコール検知器協議会認証品のアルコールチェッカーはあまりに精度が悪く買い替えを検討しています。安全運転管理者の7割がアルコールチェッカー確保済とのことですが、同様に精度の悪いものを確保しているのではないのでしょうか。急いで施行をすると飲酒運転が横行することになりかねません。アルコール検知器協議会および安全運転管理者への事実確認をしっかりと行ってから施行時期を決めるべきです。飲酒運転被害者を無くすためにも急がずにいま一度御再考ください。
55	何を判断材料として見送りを解除しているのか不明確であり、昨年のアルコール検知器の取り合いを再発させるだけではないか。また、アルコール検知器の導入が、どの程度飲酒運転防止に寄与しているのか説明が不足している(予防意識の高揚はあると思うが)。当面は努力義務として安全運転管理者毎のアルコール検知器導入状況と飲酒運転発生状況の関係を把握分析し、データをもって義務化の必要性を説明すべきと考える
56	お世話になります。車両管理の責任者をしております。昨年5月よりアルコールチェック装置を導入し運用しております。装置の擬陽性が多く、大変困っております。現時点では責任者の直接確認によって問題ないと判断した場合は運転を許可しております。陽性時にも、責任者の確認で運転が可能となるよう補足を追加して頂けると大変助かります。
57	300名程度の中小企業の安全運転管理者です。アルコール検知器により検査ですが、4ナンバーの自動車は対象外として欲しい。今回の法改正の引き金となったのは、トラックであり、4ナンバーの自動車などは飲酒運転をする人がほぼいないと思います。自宅からお客様の所へ向かう(またはその逆)場合等、車両に1個のアルコール検知器を搭載しなくてはならず、コストが掛かる。アルコール検知器のセンサー寿命も短くセンサー部分の交換か本体交換となりコスト高となる。ご検討をお願い申し上げます。
58	アルコール検知器の確保が現状未定。法令のみならず、具体的な実施要領等もお示しいただければありがたい。また、罰則規定についてもきちんとお示しいただきたい。
59	現状アルコールチェッカーの価格が高いため、事業所への負担がかなり大きくなる。特にシステム使用料、本体のランニングコストが大きく負担となっている為、12月に施行されたとしても、費用面の負担が大きく用意は難しい。せめて通年で補助金等がないと継続は厳しい。
60	まず、飲酒運転を行なっている職種など分析されているのでしょうか。テレビのニュースが全てではありませんが、報道される運転者の職種にはある一定の法則があるように感じます。また、全職種が対応とのことですが現実的に対応できない業態を持つ職種もあるかと思えます。直行直帰を行なう職種などの場合、確認者が勤務時間外であったり、他業務で即対応できないなどの結果、アルコール検知器の確認されないと車を発車できないなど非常に多くの問題があるかと思えます。まずは、現実的に実現可能な業種または飲酒運転の多い業態の業種から取り組まれ、そこから出てくる運用上の問題などを整理した上で全業種への適用としていただきたいと思えます。最後になりますが、これだけITが発達している中でこの制度の実施方法は時代と逆行しているように感じます。働き方改革にも逆行しています。全業種に適用されるのであれば、現実的かつ取り組む敷居をもう少し低くする方法などをご検討いただきたいと思えます。
61	アルコール検知器の有効活用について白ナンバー事業所に対しての必要性に疑問を感じます。現状の目視による点呼確認と記録で充分効力を発していると思われ。経済的な負担軽減策をふまえた議論がされないまま運用開始となると中小企業の取組が進まないと予測されます。今現在アルコール検知器の運用がされていない状況で問題が生じていない現状分析を行った後運用であれば理解できますが先を急ぎ過ぎている感じが拭い切れません。私自身はアルコール検知器の運用に関して反対とさせていただきます制度の再検討をお願いします。
62	アルコールチェッカーを今すぐ導入すべきでない理由 ・新型コロナウイルス感染症が5類扱いになったとは言え感染力が落ちたわけではない。この状況でアルコールチェッカーを複数人にわたって使用するクラスター感染へのリスクを考慮すべき。手ごろな価格のアルコールチェッカーは在庫がなく、信頼性の低いものか、高価なもの2極化が進んでいてとても購入できる状況ではない。感染症リスクを考慮しつつ、アルコールチェックを実施しようとする1人1台の所有になり、とてもじゃないが予算の都合で中途半端な時期に購入できるものでない 施行も12月という中途半端な時期でなく4月等、年度の切り替えるタイミングにすべき
63	納期が未定の業者が多いです。
64	白ナンバーへ検知器を使用し目視でアルコールチェック義務化は、国が一般企業への業務の押し付けであり、猛烈に反対します、延期ではなく中止にすべきです。 企業への通勤時はアルコールチェックの必要がないとか意味が解りません。白ナンバーへ義務化するなら洩れなく全て実施するべきです。それができないなら中止にすべきです。 本当にすべきは、「警察が飲酒検問を昼夜実施する」と「自動車メーカーがアルコール検知器付のエンジン始動装置取付を義務化する」ことである。
65	とある化粧品製造会社の者です。弊社の社用車は、工場間の出張や、ちょっとした外出(買い出しや行政への書類提出など)に使用しております。運送業者のように、運転を主な業務とし、毎日決まった人が決まった車を使うというわけではなく、あくまで移動手段として使用している状況です。安全運転管理者講習では、毎回運送業に向けての内容に聞こえますし、安全運転管理者業務の内容も、運送業以外の業種に対してはすべてこなすのは難しいと考えます。アルコールチェックに関しては既に導入しておりますが、外出するたびに行き帰りでアルコールチェックを実施しています。社員からもあくまで移動手段としてしか使ってないのに、誰が仕事に飲酒するのか、という疑問も多いです。 運送業者以外の業種で、具体的にどこまでどのように取り組んでいるのか、どのように社員の理解を得てるかなど、実際の取り組み事例などを閲覧できるようにしていただけないでしょうか。また、そのように閲覧できるようなところがあるのであれば、公表していただけないでしょうか。

66	<p>業務上、直行直帰等の場合は対面による安管管理者確認は不可能です。</p> <p>対面安管管理者確認では無く、本人の自己確認報告にしてほしい。 アルコールチェッカーとスマホの連動しての確認も経費が掛かりすぎる外出時、昼食時の飲酒は防げない、確認できず。</p> <p>安管管理者の責任もあるが、基本は本人の自己責任が必要です。</p>
67	<p>車輛に検知器を標準装備して運転前にアルコールチェックし、 既定の数値を超えた場合、エンジンをかからなくすれば済むことではないか。</p> <p>そうすれば営業車だけでなく一般車両も含めすべての車で飲酒運転は無くなる。</p> <p>そもそも飲酒運転の摘発数は一般車両の方が多いのではないか。</p> <p>技術的にできないわけではなく、自動車業界と政治家の都合でやらないだけだと思われる このような制度は労働生産性を低下させるだけである。</p>
68	<p>アルコール検知器を使用しサーバーにアップされた検知結果や運転者の画像をタイムラグなく確認できる環境であれば、重複する他の電話等の手段での確認は要件から外していただきたい。</p>
69	<p>直行直帰時の確認方法について、県により温度差がある。千葉県などは具体的に目視に準じた記載となっているが、県によっては、運転前ではなく出勤時でもいい。 という記載になるが、社用車で通勤をする場合は、目的地に着いてからでもいいのか、車の運転を開始する段階で実施が必要なのかを明確にしていきたい。</p> <p>会社所有の社用車で移動について、通勤での使用であれば不要と記載があるが、白ナンバーの車のほとんどが、目的地までの往復が通勤であり、目的地では車は使用しません。運転前にアルコール検知を目視でしなければいけないのか、通勤に該当するので不要なのかを、全国統一の見解で発信していただきたい。通勤の概念は、労働基準監督署になるかもしれないが、警察庁としての発信をして頂かないと、自宅から直接お客様のところに100キロ近くの走行をする場合でも、通勤となるので、未実施でも問題ないだろうという解釈をする人もいます。</p>
70	<p>実務現場からの要望を代表し、下記意見を提出させていただきます。</p> <p>アルコール検知器の感度は機種によりまちまちである。市販されているアルコール検知器で0.05mg/1未満が0.00mg/! と表示される機器を用いることが問題ないのであれば、もっと感度のいい0.05未満の数値を測定できる機種を用いた場合、0.05未満は0.00 とみなしても問題ない旨をガイドライン等に明記して頂きたい。0.05 未満の数値で再測定を実施することで業務効率が大きく低下する懸念がある。</p>
71	<p>アルコール検知器の値段が流通量が少ない為高価なものになっています。補助金や助成金などの補助があるとありがたいです。また会社に出勤せず出かける場合などの処置を明確に決めて頂きたいです。希望としてはまだ実施時期がまだ早いと思われるます。</p>
72	<p>事前のアルコールチェックはあまり効果が無いと思われます。</p> <p>事務的に猥雑になるばかりで抑制効果は無いに等しく、特定の業界を潤すくらいではないでしょうか。むしろ飲酒による事故違反をした場合の罰則を強化するべきでしょう。特に「個々」への厳罰、免許取得不能にするとかでない限り再犯率は変わることも無いはずです。</p>
73	<p>アルコール検知器協議会の認定品を購入したが、酔っていてもアルコールが全く検知されない。実態を調査した方が良いのでは？</p>
74	<p>運転者が直行直帰や早朝深夜、または休日の運転を行わざるを得なくなった場合、運転者に携帯型アルコール検知器を携帯させるなどした場合であっても、安全運転管理者が運転前及び運転後のカメラ、モニターや電話等で確認させることは、夜間早朝、休日の出社あるいは就業を求めることとなり、現実的に対応は難しい。</p> <p>また、出先において急速レンタカーを利用せざるを得なくなった場合、モニターを携帯させていないため、把握困難な場合が起きうる。</p>
75	<p>今発表で12月は早すぎる。準備期間1年と言わずせめて来年4月にしてほしい。</p>
76	<p>アルコール検知器使用義務化に先立って、検知器の導入を行いました。ある程度信頼のおける検知器メーカー(T社)の商品です。1ヶ月経たずに故障してしまいました。まだ検知器が品薄になる前に購入していたものに関しては、長く使っているのですが、同じ品番の商品でも品薄になって以降に購入した商品は製造を急いでいるのか作りが甘いです。信頼のおける検知器メーカーの商品です。上記のような状態ですので、義務化の前に再度アルコール検知器の製品の精度について見直すべきだと考えます。</p> <p>折角商品を購入して、毎日チェックを行っても製品が悪ければ意味がない。酒気を帯びているのに、検知器が反応せず、検知器が反応していないからと飲酒運転をしてしまい、重大事故に繋がってしまう恐れがあるように思います。</p>
77	<p>いま保有している有名ブランドのチェッカーを200万円かけて購入したがエラーばかりで全く使えない。選定者の責任になってしまうので交換期限が来るまで次のチェッカーは購入出来ない。このように困っている安全運転管理者が多いと思う。警察は拙速に進めず今一度本当のチェッカー保有状況をヒアリングしてください。</p>
78	<p>アルコール検知器の導入には多額の費用を要し、企業経営に大きな負担をもたらします。そもそもアルコール検知器は、永久に使用できるものではなく、センサーの使用期限は半年から1年と言われています。導入時のみならず買い替えに要する費用まで考慮すると、企業の存亡にまで影響すると考えられます。</p> <p>また、アルコール検知器が有効に機能しているかどうかを管理することにも大きな手間を要します。その機能の有効性は見た目では判断できるものではありません。センサーが有効に働かないアルコール検知器の判定を信じ込んで、結果的に酒気帯び運転をしてしまうことは避けたいものです。そのためには、早めに買い替える必要があります。そのことが企業の負担をさらに増加させることに繋がります。</p> <p>現行どおり、対面や電話を使用しての運転前後の確認だけでも多大な手間を要している現状です。さらに、アルコール検知器導入に伴う費用の発生は、企業経営を圧迫するだけです。運送業など運転自体を業務にする企業を除き、アルコール検知器を活用しての酒気帯び運転の確認の義務化には反対します。</p>
79	<p>毎回の運転においてアルコールチェックを安全運転管理者の業務とするのは実務に則さないため、形骸化してしまうのではないと思う。社有車が業務運航にしか使用しないとされる規則ではなく、通勤等にも社有車を使用していることも含めた法整備をしてほしい。実務として各都道府県警も実施していたと思うので、実際の運用してみたフィードバックを十分に施行して頂きたい</p>
80	<p>アルコールチェッカー義務化の記事が出ると検知器の価格が跳ね上がるので、供給体制が整っていないと思います。義務化記事から一年以上の期間をおけばそのような状況も解消されるので良いと思います。</p>
81	<p>企業の予算確保手続きの日程を考慮してください。正式なアナウンスから1年は時間がほしいです。</p>
82	<p>目視の確認、記録があまりにも手間と労力がかかり過ぎています。</p> <p>運転手の方達は点呼があるので、それ程手間ではないのかも知れませんが、運送業以外の会社で、目視をやっている企業はほとんど形骸化していると思います。アルコール検知器でアルコールの有無を調べたならば、目視での確認は不要にしていきたい。</p>
83	<p>車両担当者は規定台数以上で申請登録しなくては行けないが、車両の稼働時間全てを1人or2人終日対面(携帯映像電話含み)チェックは、早出勤 残業対象となり経費圧迫となります、民生品飲酒チェッカーも通常1000回位で規定回数交換となり、運転回数や運転者が多い企業では規定回数使用後の交換が頻繁となる事が考えられる。何かしらの助成金などの考慮は無いのか？</p>

84	<p>白ナンバーの会社としては、当該暫定措置の間、目視して確認することだけでも、点呼をルーチン化できたことで社員の意識が変化したように感じます。しかも従前から変わりなく飲酒運転者がいない状況を維持できています。そのようなきちんとしてきている職場環境下において、更にアルコール検知器を義務化することは、余計な事と受け取られかねない、もっと言えば信頼関係の崩壊にもつながると思われます。</p> <p>以上から、飲酒運転で違反した従業員が出た場合に、ペナルティの期間を設けてアルコール検知器の使用を義務化し、その期間を過ぎれば再びアルコール検知器の義務化を解除するという、メリハリをつけたルールにした方がいいと考えます。その方がアルコール検知器による点呼を行わなければならない理由を従業員に説明できますし、従業員も腑に落ちると思います。更にアルコール検知器を使用しない(飲酒運転をしていない)会社は何等かの形で表彰して更に飲酒運転撲滅への意識を高めることもできると思います。警察庁側に立って考えても、1年間点呼表を保存するというルールに則った監査(査察、検査)を行う場合にも、対象会社が絞れてより効率化が図れると考えます。よって、より有効的な法律になるように内容を見直し変更した上で、暫定措置を解除することが望ましいと考えます。</p>
85	<p>アルコールチェックシステムを導入済みですが、義務化が延期になったため契約更新時期をどうするか検討中です。パブリックコメントも契約済み企業からのメールで知りました。送られてきたメールに下記の内容の記載がありました。</p> <p>施行期日の予定について 2023年12月1日(予定) 法令の施行前に再度、パブリックコメントを募集して、内容を決定との事 パブリックコメント募集期間 6月9日(金) ?7月8日(土)まで</p> <p>アルコールチェッカー機器のお買い替えについてすでにサービスをご利用中のお客様のお買い替え分の機器に関しましては、十分な在庫を持って準備しております。本通達により、万が一発注が殺到した場合でも、前年同数のご提供をお約束いたしますのでご安心くださいませ。</p> <p>上記における注意事項について お買い替え推奨時期(ご購入から1年) を過ぎた場合は、在庫確保の保証が難しくなります。法令施行を待ってお買い替えを考えられていましたお客様におかれましては、なるべく早めのご注文をお願いいたします。契約時期の関係もありますが、まだいつでも、希望通りの数量を購入できる状況になっていません。中小企業は経費を出来る限り少なくしたいので、余裕を持った契約はできません 再開時期一般公開から実施日までの期間を1年取ってほしい。</p>
86	<p>公共インフラを保全する業務においては早朝や深夜帯での緊急出動が発生する。この場合、安全運転管理者等がリアルタイムかつ対面式で検知結果を確認することは不可能に近い。弊社では業務で運転を行う者全員に既にアルコール検知器を貸与済みであり、昼夜を問わず各自へのセルフチェックを義務化していることから、先の早朝深夜等における緊急出動時には、アルコール検知結果の画像を管理者にメール送信し、管理者はタイムラグが若干ありながらも確認する行為を社内規定化することで、酒気帯び運転抑止=今回の法改正の趣旨に沿った管理ができると考えている。施行規則の解釈(内規等)に、これらの手段について例示して頂きたい。</p>
87	<p>折角一旦購入したチェッカーも消費期限が切れ新たに購入する先が見つからない。前回購入してから気づきましたが、チェッカーの消費期限が1年と短く買い替えの費用の問題もさることながら、廃棄時の問題、産廃での廃棄の費用・手間が相当の負担です。できましたらこの制度を見直してほしいです。</p>
88	<p>安全運転管理者を設置している事業所は、飲酒運転厳禁は徹底しており、アルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認等は、安全運転管理者の負担を著しく増加します。安全運転管理者の働き方改革に逆行する法改正です。</p> <p>飲酒運転厳禁が守られていないのは、安全運転管理者を設置していない事業所かと思いますが、実情は?個人的には、個人事業主が大半かと考えております。</p> <p>飲酒運転で検挙された方が、どのような事業所に勤務し、飲酒運転を起こしているから今回の法改正に至った等の理由がなければ、安全運転管理者及び従業員の積極的な協力は得られず、飲酒運転は減少しません(ゼロになりません)。そもそも、安全運転管理者設置の事業所から業務中に飲酒運転をいた方がいるのですか?</p> <p>有識者の意見だけでなく、実際に企業で対応している安全運転管理者の意見を聞いて実施しないと、法令に該当する対象者は増えたが、飲酒運転は減らないといった実効性のない法律になります。</p>
89	<p>弊社は令和5年12月1日よりの法施行開始に賛成します。</p> <p>理由 市場にアルコール探知機は潤沢にあると考えられるため大手小売業の売場を見ただけであれば法施工の延期により、アルコール探知機がダブついていることがご理解いただけるかと思えます。実績: 当社の販売数量と在庫数量として2022年1月度から10月度までは月間平均10,000個程度市場へ出荷していたものが、法施工の2度にわたる延期決定後は月間平均3,000個にも満たない出荷数となっております。</p> <p>現在の弊社の在庫数量は40,000個強となっております。在庫も充分に対応できる状況となっております。1日も早い法施工の決定を待ち望んでおります。</p>
90	<p>以前にも本法令のパブリックコメントに投稿させていただきました。今回の改定項目とは少し外れるかもしれませんが、関連する内容として述べさせていただきます。</p> <p>弊社は直行直帰を推奨しており、また業務の必要性に応じてシフト制ではなく夜勤や休日出勤が発生します。この場合において、安全運転管理者(それに準ずる人)の目視等の確認が非常にネックになっています。これを確実に行おうとすると、確認業務の外注委託(ただし、確実性や責任の所在が不明確)や確認業の為に夜勤等を行わせる必要があります。</p> <p>本法令の趣旨は理解しておりますし賛同するところではありますが、現実的に順守することが難しく、リアルタイム性を求めないでいただけないでしょうか。</p> <p>アルコール検知器にはご存じの様に不正防止の為に検知時に顔写真を撮る機能があるものがあります。この機能を持って「目視等の確認」をクリアとしていただければと、実際の運用への難易度が大きく改善されます。確認すべきは酒酔いの有無だけではないという事も重々承知してはおりますが、何卒ご検討いただけますと幸いです。</p>
91	<p>アルコール検知器および対面による飲酒確認を全事業所に適用するのは反対です。</p> <p>時間等ある程度決まっており、運行管理者および管理責任者もそれに併せた体制を整えている、大手運送業では問題無いと思いますが、一般企業 ほぼ日勤の事業所で、一部の工事部隊が早朝・深夜に出発することの多い弊社のような事業所では、事実上、対面はもちろんアルコール検知器での確認は不可能です。検知結果の自動記録、東海電子さんで出している自動車に後付けするアルコール検知インターロッキングシステムを代替えとして認める、また装置導入の助成金を出す等して下さい。</p> <p>現行法は、企業の負担ばかり増えて本来の目的である飲酒運転撲滅にはなんの効果もないと考えます。現実的に行える法律にして欲しいです。飲酒運転をするような輩のために、こちらの負担ばかり増えるのは納得がいきません。飲酒運転したら障害罪殺人未遂罪殺人罪相当の刑罰を科すことにしたほうがよいのでは無いですか?</p>

92	<p>お世話になります。一般企業で管理職をしておりますと申します。お忙しいところ恐縮です。アルコールチェック義務化に伴い、2023年12月からはアルコール検知器での確認が義務化とのことで、検知器の購入に向けて準備しております。</p> <p>当社の社有車 白ナンバーは65台ございまして、検知器及びそのメンテナンス費用を合わせると、1年間で160万円ほどかかり、毎年車が1台買えるほどの経費インパクトがございます。行政が義務化の政策で動かしていくには補助金や助成金の後押しがあるのだろうと調べてみたところ、緑ナンバーのトラック協会などには補助金制度がありますが一般事業者向けの白ナンバーへの補助金や助成金制度は無い様子でした（調べきれていない場合には申し訳ございません）。</p> <p>以前、警察庁に電話で確認連絡したところ「うちは補助金とかやっていませんし、ご紹介する先もございません」とクレーム扱いされてキッパリ断られました。</p> <p>その問い合わせの後で、内閣府令ということで内閣府に電話で確認連絡したところ「関係するお問い合わせ先を確認してみたところ、警察庁の管轄でして、もう一度警察庁にお問い合わせください」と断られました。</p> <p>当社だけでなく、全国の事業者が同じ思い（経費負担増）を抱えておられるのだと考えております。緑ナンバーにあって、白ナンバー向けには無いというのは辻褃が合わないので、おそらく現在、白ナンバー 向けに対する補助金、助成金制度の創設をご検討頂いておられると思いますが、その情報が一切得られないので、一般事業者は不安を抱えておられることと推察します。もしご検討頂いておられないのならば、その部分が抜け落ちていることについて苦慮と心配をしております。飲酒運転をして事故を起こすなら発端で、ルールを守っている者の経済的負担が増え、検知器メーカーが潤う仕組みになっているのか、私には理解できません。いまは私一人の小さな声かもしれませんが、この12月には全国で大きな声に繋がることも想像されます。ご検討下さいますよう宜しくお願い申し上げます。</p>
93	<p>当社では約100台の車両を営業用車両として使用しています。（すべて白/黄ナンバー）</p> <p>アルコール検査の義務化についての異論はありませんが、管理者によるアルコールチェック後の確認のタイミングに時間差が出るのが避けられない可能性がありますので、その場合はどのような判断になるのでしょうか？</p> <p>(例) 早朝出発または深夜帰着の場合に管理者が就業時間外になっている場合などです。時間帯に関わらず管理者がチェックを実施した場合、「その時間は労働時間に相当」するわけですので、労務管理上の問題が生じてくると思います。</p> <p>たとえば、車両を10台使用していた部署の従業員が全員異なる時間で出発・帰着した場合などでは管理者による確認作業に無理が生じてしまいます。</p> <p>よって、「運転者がアルコール検査を行った時間」と「管理者が検査を行ったことを確認する時間」に開きがあったとしてもそこは「道交法上問題がない」という認識に立っていただきたいと思います。（もちろん、極端な時間の開きの事後承諾は論外ですが）</p>
94	<p>年度内に施行となると、費用的にもスケジュール的にも難しい面があるため、2024年4月1日スタートを希望します。</p>
95	<p>アルコールチェック自体に反対はしませんが、試験的に一部事業所で運用したところいろいろ問題があります。まず直行直帰や夜間緊急出動への対応は労務上の問題とも絡むので、非常に難しいです。本人がセルフチェックは出来ますが、管理者等が電話やカメラ等を通じて確認するという事は、業務時間外に業務をさせるということになり、問題点となっています。出来得る範囲のことはもちろん行いますが、あまり厳格に求められると最終的に不利益を被るのは職員ということになりかねません。</p> <p>現在試験運用をしている事業所は車両が6台程度3ヶ月で1000回以上のチェックが必要になっていました。これよりも規模が大きい事業所もあり、センサーや本体交換の頻度を考えると費用面の負担も大きく感じます。</p> <p>また安全運転管理者講習では出退勤時のチェックでよいと言われましたが、法令上は運行前後となっております。法令の解釈をどこまで厳格にすればよいかということも戸惑います。</p> <p>いつから検知器を用いた運用を始めるかということよりも、どのような解釈や運用をしていけばいいのか具体的な指針を示してもらいたいと思います。</p>
96	<p>施行期日の2023年12月を2024年4月にしていただきたい。理由 当社は、日々の運転業務者を40人近く抱えており、かつ、アルコール検出器を一人に1台携帯させる必要がある。以前の改正施行期日に備え、調査をし、当初予算で100万円を計上していた。補正予算を組むにしても時間が短すぎる。</p>
97	<p>アルコール検知器の使用義務化には賛成。</p> <p>既に検知器の入手はして、試験的に社内で展開をしている。</p> <p>しかし、もう少し具体的な測定方法や基準などを設けてから実施すべきと考える。</p> <p>アルコール検知器の精度も様々で、同じタイミングで検査しても結果が異なる場合がある。</p> <p>また、営業活動で直行直帰の場合、直接飲酒検査をするのは困難だと思われる。</p> <p>たとえば早朝、深夜に出発、帰宅する場合は確認者が不在となり、直接の確認はもちろん、電話やビデオ通話での対応もできない。</p> <p>そういった業種の違いで発生する問題にも対処できるような法整備が必要である。上記対応を済ませたうえで、アルコール検査及び検知器使用の義務化を進めていただきたい。</p>
98	<p>私が勤める会社では、業務中にアルコールを飲むような人間はおらず、アルコール検知器での確認作業は、負担が大きく増えるだけで、全く意味のない作業と言えます。飲酒運転を減らしたいのであれば、厳罰化を強めればよく、通常、飲酒運転などしない無辜の市民の負担を増やす考えは改めていただきたいと思います。実際、アルコールチェックの発端となった八街市の事件の犯人は、懲役14年と結果に比べて非常に短い刑期となっており、これでは飲酒運転に対する抑止力としては非常に弱く感じます。繰り返しますが、罰則の弱さが飲酒運転の原因であって、善良な一般企業のチェック体制が飲酒運転の原因ではありません。アルコール感知器を使ったチェックの延期は、この先も続けていただきますよう、宜しくお願いいたします。</p>
99	<p>アルコール検知器の件で下記に問題があると考えています。</p> <p>1. 24H緊急対応時（自宅待機からの緊急出動）のアルコール検知の確認。現在はLINEで画面を見てアルコール検知器の数値確認及び撮影。</p> <p>顔色や体調確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キントーンで出勤登録 / 帰宅登録</li> </ul> <p>上記の内容で確認をしている。</p> <p>1.の問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アルコール検知器で食べてものによりアルコールを飲んでないのに検知されてしまい、緊急出動が出来なくなっている</li> <li>・検知器の機種を変えると検知されない場合がある。</li> </ul> <p>緊急なお客様の所に行く到着時間が伸びる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人以外の第三者が待機しないといけなくなる。アルコール検知器による費用拡大。</li> </ul> <p>以上の内容から訪問看護の24H緊急対応の事業所に出勤している運送屋などと同じ対応はすべきではない。</p>



100	アルコール検知器が不意に故障した場合、代替機を用意するまでアルコールチェックが出来ないが、その場合は今迄どおり目視等による確認がOKなのか?それとも代替機を用意するまで運転業務を行う事が出来ないのか? どちらになりますでしょうか。
101	飲酒運転するような人がアルコールチェッカーを用いて測定するように思えないので非常に馬鹿げた制度です。確かに飲酒運転は危険です。 しかし、その為に多数の事業者が経費と時間を費やす必要があるでしょうか。 アルコールチェッカーを用いることで、飲酒運転を抑制出来るエビデンスを提供すべきです。飲酒運転撲滅に関する啓発活動等、他の手段を考えられないでしょうか。
102	小規模の農業法人であっても稲作などに従事する場合にトラクター、田植え機、コンバイン、軽トラ、フォークリフトをそれぞれ1台ずつ所有します。 それぞれ使用する時期が異なるため同時に5台運用するようなケースは考えにくいですが単純に自動車5台以上の所有となるとアルコールチェックの義務化の対象となります。 自動車5台以上の所有は規模の小さな企業を対象から外すためと思われませんが農業などの業種によっては10人以下であっても5台以上の所有になる場合もあるため業務や経営に大きな負担となります。そのような企業では義務化されても運用は現実的ではないと思われます。常時5台以上を運用している、業種により台数の条件を変更する、公道での走行を主としない車種を対象から外す。など単純に所有台数5台以上とするのではなくそれ以外の条件を加えるべきだと意見を挙げさせていただきます。
103	勤務先ではアルコール検知器を使用したアルコールチェックを実施していますが、下記の二点について改善をお願いしたい。 一点目は、社用車を利用して通勤する際はマイカー通勤と同様にアルコールチェックは不要にして頂きたい。通勤するたびに第三者(安全運転管理者か副安全管理者)の目視等の確認が必要ですが、第三者の確認行為は業務に該当し、部下が自宅を出る時間と帰宅した時間にチェックが必要になっており、第三者の時間外勤務が発生します。複数の部下が月の半数以上を社用車で通勤している場合もあるため、第三者の負担が大きすぎます。 二点目は、社用車で取引先に早朝(例えば7時に乗車)に直行したり、取引先から夜間(例えば21時)に直帰する際にも第三者の目視等の確認が必要であり、一点目と同様、第三者に対する負担が大きすぎます。 負担が大きすぎるといことは形骸化につながる可能性を孕んでいます。本件施行時に最寄りの警察署で確認した際、担当者の回答は「自分たちも困っている。うまくやって下さいとしか言えない」というものでした。 本件は運送会社や交通機関等、日々の点呼が可能な業種を対象にした法令にするか、上記二点に対する改善策を具体的にお示し頂きたい。
104	期日決定から1年は猶予をください。来年度でお願いします。予算が確保できません。 社員100名程度の中小企業の管理部門にあります。
105	社用車を全拠点で60台以上リースしているため、この法令の対象になります。 前回、義務化延期前に「運転前後の検知器を用いたアルコールチェック」を真面目に運用していましたが、余りにも大変かつコストが膨大で、緩和をお願いしたいです。 まず、「検知器を用いたチェック」を直行直帰の従業員に行わせるためには管理のためにクラウド型のサービス契約が必要で、月あたり一人1000円×人数分で、当社の場合、この利用料だけで毎年80万円もの経費がかかります。 また、検知器も毎年買い替えが必要で、1本10000円程度の単価のものを全員に貸与するため、こちらも年間70万円ほどの経費がかかります。 据え置き型は、今の働き方改革の現状を踏まえると機能しません。 ★コストがかかりすぎ、真面目に運用する障壁が高すぎます。 中小企業向けの導入補助金を希望します。 ・次に、「運転前後」の特に運転後のチェック運用がまともに成立しません。 チェックがされたか確認する者が運転社員の運転業務終了を待っているわけにはいきません。システムでチェックしようにも運転業務での残業がいつまでかかるのかわからないためチェックのしようがありません。現実的に運転後のチェックは不可能です。 また、シフト勤務やフレックスではないため、業務時間中に飲酒をすることは考えにくいですが、精緻なチェックをシステムで解決しようとする、またコストがかさみます。 ★以上のことから、運転後のチェックの義務化はやめてほしいです。 2022年4月に義務化されると聞いてから、延期がさらに延びると発表するまでの約9カ月間、当社は法令順守のため真面目に運用をしてきましたが、あまりにも運用が辛く、運用を停止する際に2度とやりたくないと思いました。 今回義務化が決定するにあたり、直行直帰在宅勤務(自宅から直接現場に運転する)など、多様な働き方を導入している企業の実情を鑑みていただきたいです。 当社は普段から最寄りの警察署からの防犯カメラ閲覧依頼や、暴力追放委員会でも委員を務めるなど、普段からできる限り警察には協力させていただいているつもりですが、今回のアルコールチェック義務化については対応しきれない実情があります。 何卒見直しをお願いいたします。
106	案件番号 120230010 「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」につき、以下、私し意見として提出します。お取りはからいください。 意見: 令和5年12月1日からアルコール検知器の使用義務化規定を施行の方針を当分の間、その施行を延期頂きたい。 具体的には、公示から約半年の令和5年12月1日ではなく、せめても約1年後の令和6年6月の前後を希望する。 理由等 そもそも本改正のこれまでの顛末をみると、規制当局サイドの対応方針が幾度か変更されるなかで、変更時点の明確な先の見通しもなく、「当分の間」という曖昧な表現で先送りしてきた中で、突然の方針公示は些か乱暴と受け止める。 「当分の間」という用語は、日常では、「しばらくの間」「さしあたり」といった意味で使われるのに対し、法令において「当分の間」という用語が使われているときは、その法令の規定)が改正又は廃止されない限り半永久的に有効なものと扱われる。 これを踏まえると、事前にパブコメを求め、民意を反映するといった姿勢は一定程度理解はするものの、その準備助走期間にも一定の配慮を頂きたいものである。 徒らに、本法改正への異議を唱えるものではなく、法改正の趣旨は理解した上で、敢えてその施行の機会(タイミング)をもう少し猶予をいただけないか、という想いを込めた意見申し入れである。 これまで、「当分の間」として施行を延期してきた期日を、(約)半年から1年延期したところで、どれだけの影響が出ようか。個人的には五十歩百歩であり、延期した間は、これまで同様の対応で面着で確認するなどのアナログ的なものでも十二分であると云える。それが不足となれば、これまで延期してきた間の当局方針さえも否定されかねない。 検知器製造・販売を生業とする事業者からはこれを特需と捉え一刻も早い施行を待ち望んでいるやもだが、本法とその改正の経緯経過を踏まえた顛末からすれば、他の法改正の段取りとは些か違うと云えよう。 縷々申し上げたが、今一度施行期日については再考いただき、せめても今回公示から約1年の猶予を以て施行するなど再度改められたい。 なお、私しの理解や受け止め方に齟齬ある場合は上記意見はご放念ご容赦頂けると幸甚です。

107	業務中の飲酒まで管理する必要があるのか。痛ましい事故の都度このような管理が足し算的に増えるのはいかなるものか?逆に言えば酒以外も例えば医療薬や合法麻薬、シンナーなども同様にチェッカーなどで検知するべきではありませんか?キリがないのです。寝不足が原因で痛ましい事故が起きたら、全国民の睡眠時間の証拠を管理するのですか?パチンコ依存症が強盗の原因なら、のめりこみを管理するのですか?今回の義務化は対費用効果も低く無意味に感じます。
108	運転前のアルコールチェックについて、 弊社では、この法律のルール通りに行うのは非常に難しいです。(安全運転管理者が不在である場合など)一律ではなく会社の状況や規模、により処置を変えてほしいです。 免除申請によりあるレベルに達していれば、全員のアルコールチェックは求めないようにしてほしいです。弊社では、社員は飲酒通勤などしておらず、その従業員に対して毎日アルコールチェックをしてもらい、管理者を探して報告する事に対して違和感を感じます。 酒気帯び運転をさせない方法は会社のレベルで変わると思います。ご検討よろしくをお願いします。
109	警察庁では、安全運転管理者に対するアルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認等の義務に係る規定を当方の間適用しないこととしている暫定措置の廃止を内容とする「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」について検討しています。とのことで以下のとおり具申します。 「アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認」を廃止。 ・八街児童5人死傷交通事故を受けての制度設計及び法改正をしたが、A:当人はコンビニで酒を買い、帰途に飲酒をしていた。 B:「会社において当人が酒気を帯びている。」ことを把握しておきながら会社側は放置、管理責任を放棄していたこと。 この2点が問題である。 ドライバーが会社から出て管理者が物理的に直接指揮監督することができない状況で、Aを防止することは難しい。 そもそも、飲酒運転が許されないというのは、会社による教育以前(運転免許を持っているなら当然のこと)である。一方、Bに関しては、会社側の姿勢あるいは管理体制は論外であったと言える。そう考えると、安全運転管理者に対するアルコール検知器の使用義務化については無用である。 福岡市役所職員の飲酒運転による死亡事故の件を機に、すでに飲酒運転は厳罰化されているが、危険運転致死傷罪をもっと見直すべきであると考えます。 アルコール検知器を用いた酒気帯び確認に飲酒運転を防ぐ効果はなかったとする研究論文が発表され、筑波大学の市川政雄教授(医学医療系)らの研究グループは「事業用トラック運転者における呼気アルコール検査の義務化の飲酒運転事「故への影響」を調べ、令和4年8月の日本疫学会誌に掲載され、エビデンスがあること。 当方業務上「安全運転管理者」に選任されており、安全運転管理者を置く事業所すべてを対象とされていますが、当方の業種は学校であり車両を使用することが主な業務でなく、業務上必要に応じてその都度教職員が使用しており体制の構築は非常に困難を極めすべての事業所を十把一絡げに対象とするには無理があると考えます。 また、実施の内容や罰則も有効性に乏しく、ただ「やっている感」を出しているだけのように感じられる。ここ最近の報道をみると危険運転致死傷罪案件となる無免許運転者や外国人、制限速度を遥かに超えた悪質な死亡事故が多発しているので、人員やマンパワーの制限・限界があると思いますが、警察庁、警視庁、各道府県警における交通違反取締強化をすべきと考えます。 ・飲酒運転撲滅のため道路交通法を改正してアルコール検知器によるチェック義務化は理解できるが、インターネット上のECを見ると価格及び品質にバラツキがあり実効性が乏しいこと。もし導入するのであれば経産省と協議の上、欧米でも既に導入されている「アルコールインターロック」を全ての車両に導入・義務を法制化すること。その際の費用は悲惨な交通死亡事故撲滅の観点であるから政府補助とすることを考えます。
110	本年12月1日開始では準備が間に合わないと考えています。せめて来年令和6年4月1日 6月1日開始として欲しいです。
111	アルコールチェッカー選定のため複数社のチェッカーを購入しましたが、検出される数値がまちまちでどれを信用していいのかわかりません。7割の安全運転管理者が必要数のチェッカーを確保しているとのことですが、市場に出回っているアルコールチェッカーを調査してください。このまま法施行となれば混乱が起きるのでないかと心配です。
112	アルコール検知器協会のアルコールチェッカーを買いました。アルコール検知器協会の製品は信頼できると思っていたのにエラー表示ばかりで使えずこまっています。 アルコール検知器協会の意見を聞いて今回の広報資料を出したようですが本当に信用できるのでしょうか。延期すべきと思います。
113	はっきり申し上げて日本語の書き方がよくなく意味が分かりにくい 内容に関して実施せずに削除する内容なら警察の内部で多数決を取れば良い万が一その法律内容を削除しないなら分かりやすく短く書き直すべき
114	現状、努めている会社では検知器を配布して各個人にて検査を行っていますが、経費が掛かる事と管理する事が非常に厳しいです。経費時間が掛かり業務に影響があります。今後継続していく事になると負担が厳しいです。検査器自体も計測回数も有り機器自体も高価な金額です。当社にて飲酒、酒帯は無い中で、リスク管理が大きく経営に多少なり影響があります。現状の飲酒の事故が減らない事も理解します。個人的に私の意見を記載いたします。対策1 車両にセンサーを設置する事での縛りとする。対策2 免許証が青色の方限定として、個人のしぼりで次の免許更新まで、毎日の記録を付けて、毎月報告義務とする。対策3 運航会社等、業種に分けて、各業法にて業種毎縛りをつける 対策4 今以上に飲酒の罰則を厳しく行う。罰金の金額より、講習、勉強会を義務的に受ける制度(飲酒事故で刑務所に入り家族が悲惨な事例のビデオを定期的に視聴など)※飲酒運転は事故して初めて気づく事です。その予防は企業以上に個人の常識(意識)を変える必要がある 事です、今の法律では会社へ負担を掛けていて個人には書いていないです。車両が自動運転に近づけば、この問題以上、事故を防止できますよね。
115	企業にてアルコールチェックをする側の人間です。 昨年の4月より社内にてアルコール検知器を使用した社用車の運用を行っております。弊社では、早朝や夜に発着するような社有車の使用も多いため、担当部署が立会いの下、アルコールチェックをすることが難しく、従業員の良心に任せている状況です。他にも宿泊発着時のアルコールチェックの信憑性など、どうしても運用が100%正しい状況とはなりません。弊社は会社規模が大きくありませんので、外部の業者と契約したり、高価なアルコールチェッカーを購入することが難しいです。アルコールチェッカーが1000回使用や1年の使用期限があることも、資金運用が難しい部分があります。 もっと具体的な運用例や必要備品の購入補助金などがあつたらと思います。努力義務の【努力】部分の精度が高められるようなサポートが欲しいと考えます。

116	<p>お世話になります。ご意見を3点ほどお送りします。</p> <p>私は従業員規模約1000人、約770台の車輛管理を担っている者ですが、実務レベルで思うことを申し上げます。</p> <p>(1点目) まず前提として・自宅からの通勤時はチェックが不要 現場等への直行直帰)時はチェックが必要との認識ですが、通勤と直行直帰)の定義が曖昧で判断に困ります。捉え方によっては現場に直行している時間も通勤と捉えられるので。</p> <p>(2点目) そもそもこの取組は第三者に酒気の有無を確認してもらうことが肝だと思いますが、早朝出発時など確認者が不在(まだ起床していなかったり)の時、アルコール検知器でセルフチェックをするしかないと思います(現実的に考え確認者を起床させるのは労働的に問題あるので)。そうなってしまうと本末転倒ではないでしょうか。事業所からの出発時と帰社時のチェックのみとしてほしい。</p> <p>(3点目) アルコール検知器を入手するのも費用がかかる。今後固定費用として支払うこととなりますので、一定台数や従業員規模等で制限を設けながら、補助金などの制度があってもいいと思います。以上です。</p> <p>アルコールチェックを補助するサービスを扱う企業の者です。</p>
117	<p>多くの方々とお話をしている中で、アルコールチェックを行うことが目的になっているケースが多いように思います。そのため、検知精度度外視の安価なアルコール検知器を購入しているようなことも珍しくありません。現状の法制度上は問題があることではありませんが、飲酒運転をなくして安全な交通環境を整える目的に対してはやや相反していることだと感じており、もやもやとしております。適正なアルコールチェックを実施し飲酒運転を撲滅していくために、以下のことをご検討いただけると嬉しいです。</p> <p>1. アルコール検知器の指定 誤検知を減らすという意味合いで、半導体式はNG、電気化学式のみOKという枠組みなどにしていただきたいです。それが難しい場合でも、せめてアルコール検知器協議会認定の検知器のみOKなどは出来るのではないのでしょうか。アルコールチェックをしても正しく測れていないのでは意味がないと思います。</p> <p>2. アルコール検知器の新規購入費用に助成金を 上記にも関わりますが、アルコール検知器の購入に対する助成金を出していただき、全ての企業が本気で飲酒運転撲滅に取り組めるようにしてほしいです。 電気化学式の検知精度が高い検知器は比較的費用も高い傾向にあります。大手企業であれば体力がありますが、中小零細企業になると何台も検知器を準備するのはかなりの負担になっています。そうなるとうしても安価な検知器を買わざるを得なくなり、アルコールチェックをしているものの正しく管理出来てはいない本末転倒の状況が出来上がります。全ての企業が前向きに取り組めるよう、是非ご検討いただきたいです。</p> <p>3. アルコールチェック業務の外部委託費用に対する助成金を 自社でやっているとうしても馴れ合いや保身が発生し、正しい管理状態にならないリスクがあると思います。また、業務負荷が高まるのでおざりな実施なんかも考えられると思います。アルコールチェックの業務委託は、負荷を下げる観点でも、第三者の目を入れる観点でも有効な施策だと考えています。 外部委託に対しても助成金が出れば、より適切な管理下のもとアルコールチェックが運用されると思いますので、是非ご検討をお願いします。</p>
118	<p>年度初めの4月にしていただきたい。</p>
119	<p>アルコール検知器には、測定時にドライバーの顔をカメラで撮影し、なりすまし防止および顔色を確認できるような機能等もあり、アルコールの測定値も明確に表示されます。アルコール検知器の活用義務化に伴い、アルコール検知器での測定値が0の場合、対面または対面と同等の目視確認を行うことの有効性についても検討していただきたいと思います。特に一般企業での早朝深夜の時間帯および休日の際、管理者の目視確認に関わる時間の拘束等、働き方に影響が出ると思われます。</p>
120	<p>会社の規模によって、一律、行わなければならないというのには反対です。いろいろな職種があり、勤務時間中に車を運転する必要がない職種もあると思います。そういう言う職種の人のにまで、一律にチェックを行うのは意味がないと思います。 出勤時はともかく、退勤時も行おうというのは、勤務中に飲酒の機会もないため、チェックをすること 自体に意味を感じられません。 この制度の廃止もしくは、乗客を乗せる業種、職種だけに限定することを希望します。</p>
121	<p>会社で安全運転管理者を任されています。当社はアルコールチェッカーが入手できたので延長に関わらず4月よりアルコールチェックを開始しました。1年経過して大変なことを申しますと、始業前の出発時、終業後の到着、泊まりで出張の際などで社用車を利用するケースです。リアルに確認するにはクラウドサービスなどを契約して運用するしかなく、かなりの費用が掛かります。かといって例えば早朝6時に、上長とテレビ会議で飲酒確認するのは労働基準法でグレーかと思われます。義務化になる前ということもあり、測定結果、時刻、場所が判るように写真を撮ってメールを送信して貰う事で、事後ですが確認出来る仕組みを考え、これまでやってきました。しかし忘れてしまったり、写真のピントが合っておらず見にくいなど、事後だけにどうしようもないケースが多々有りました。この問題を義務化する前に考えて欲しいと思います。方法も費用も、企業に丸投げでは賛同が得られないばかりか、不正に繋がり本来の「飲酒運転をさせない」が、改ざんという別の悪を産まないか心配です。</p>
122	<p>アルコール検知器を運用するための体制やITシステムの構築など、まだ準備が整っていない会社が多いように見受けられますので引き続き延期をすることが妥当と思われます。法律が施行されても、各社の環境や準備状況と沿わないことによる形骸化の懸念もあります。特に大企業等では、紙運用では負担が大きくなりすぎるためITシステム等の運用体制を構築することが不可欠ですが検知器不足による遅れもあり、加えて電帳法改正やインボイス対応などによって社内リソースを割けられていない会社も多いです。</p>
123	<p>たとえ仕事で車両を使用しなくても、マイカー通勤をしている者は出勤前、退勤時のアルコールチェックをするようにして欲しい。通勤時に飲酒運転されても困ります。</p>
124	<p>出張先で一時的に(数時間程度)レンタカーを借りた際、アルコール検知器を用いたアルコールチェックが必要になるのか明示していただきたいです。</p>
125	<p>アルコール検知器の使用義務化について アルコール検知器は確かに購入できるようにはなりましたが、「検知器を常時有効に保持すること」となっているので有効に保持するには、検知器の保証期間が1年と短かいえメーカーでも機器の校正を実施しているところが無いため毎年検知器を買い替える必要があり費用負担が馬鹿になりません、機器の保証期間をせめて3年ぐらいにするようメーカーに働きかけてください。(検知回数の制限は現状でも問題はない)警察で使用されているアルコール検知器も1年以内に更新されているのでしょうか。今度飲酒検問に出会ったら確認しようと思います</p>
126	<p>半期のキリのいい9月か4月の導入をお願いします。</p>

127	<p>・安全運転管理者の業務負担が増加し、働き方改革に逆行した内容である。</p> <p>・千葉県八街市の事故後、飲酒運転違反者が増加している要因は業務中運転ではなく、一般車(業務外)運転での飲酒運転違反者が占めているのに、法人だけに負担を掛ける愚策で飲酒運転違反者が減少すると考えるのか? (結局個人の問題でしょ? そのために取り締まりや罰則があるじゃないか!)</p> <p>・アルコール検知器について、「国家公安委員会が定めるもの」とあるが、選択肢が少なく安価な製品の登録が少なすぎる。</p> <p>・携帯型アルコール検知器を導入するにあたり、補助金等が適応されるべき。</p> <p>社用車を相当数保有する白ナンバー事業者へのイニシャルコストが掛かりすぎる。(検知器の特性上、1年あるいは特定使用回数毎に再購入の必要もあり、ランニングコスト負担も重荷。)</p>
128	導入は厳しいと思います
129	人事異動のある10月か4月の導入が望ましい。
130	アルコール検知器協議会の認定品を購入しましたが、飲酒してもアルコールが全く検知されません。アルコール検知器協議会からの情報は信用できません。警察でも調べてくださいそれまでは延期すべきです。
131	今回の発表からの期間が短いので、一年ほど猶予期間を設けてほしい。
132	<p>現在、社用車をトータル250台管理する部署で働いています。</p> <p>アルコール検知器は、社用車1台に対し、1個積載しています。オフィスに予備も用意しています。毎日、酒気帯び確認をしていますが、アルコール検知器の故障が月に1台程度の頻度で発生しています。</p> <p>通常であれば、オフィスにある予備を使用することで、対応していますが、県外への出張で、3泊する場合の2日目に機器の故障が発生した際、出張先では、予備の手配や故障対応が出来ずに、車を使用できません。2日目の業務は、タクシーやレンタカーを使用しての業務は可能ですが、3日目に社用車に乗って帰ることが出来ないため、そのあたりのガイドラインを作っていただけませんか。</p> <p>例えば、警察に連絡をし、警察官が確認すれば、運転可能となるような対応は可能でしょうか。(警察官が、アルコール検知器を持って、現場に向かうイメージです) 当日有効の証明書を発行していただくことで、車を乗って帰ることができる。</p>
133	<p>この意見は、会社としての意見ではなく、個人の意見となります。</p> <p>結論としてお願いしたいのは、一定の基準を満たすアルコール検知器、メーカーについてはIT点呼を可能にして欲しいことです。</p> <p>以下、直行直帰の多い業態を想定し、解説いたします。</p> <p>ここで言うIT点呼は直行直帰であっても目視等による確認不要(電話連絡等)を想定しています。安全運転管理者へ電話不要ということです。</p> <p>また一定の基準とは、なりすまし機能があり(検知時に写真撮影)、体調なども本人が申告できる機能があり、アルコール検知結果がクラウドに保管される、アルコール異常値は複数の責任者にメールで飛ばすことのできるアルコール検知器やその付随ソフト等を指しています。今の法令ですと、直行直帰について、アルコール検知した結果は本人の自己申告で電話も他の方がなりすましても点呼はできてしまいます。</p> <p>しかし、上述した基準のアルコール検知器については、なりすまし不可、検知データもクラウドに保管され、異常値の際は複数の方が連絡できるようになっています。私が務める会社では、その基準のアルコール検知器を導入しました。</p> <p>【今回投稿した背景】</p> <p>私が務める会社では医療機器のメンテナンスの為、昼夜を問わず緊急コールの対応をしています。そのため長時間労働に陥りやすく、通勤の時間を短縮するため直行直帰を積極的に採用しています。車両としては2,000台近くが毎日全国で活動しています。</p> <p>しかし、目視等の点呼が始まり、安全運転管理者(上長が担当)は深夜の目視等点により相当の負担がかかっているのがわかります。</p> <p>長時間労働を減らすような時流、感染できない業態、IT技術の発展を踏まえても、直行直帰の際、相手の声の調子で確認するような曖昧な判断基準では時代にそぐわない気がして否めません。そのため、会社を通してではありませんが、ご意見を述べさせていただきます。</p>
134	異動時期の4月か10月にして欲しい。
135	飲酒をしていなくてもアルコールが検知される。そのような場合のガイドラインを警察で作ってから実施してほしい。
136	アルコールチェックの義務の対象は、運送業に限るべきではないでしょうか。この施策は、特に中小企業にとって非常に負担が大きくなりますが、運送業以外の業態に義務を課すことによる効果はごくごく限定的であると思料します。また、検知器についても特段の性能要件はなく、果たしてどれだけの効果が見込めるのか甚だ疑問です。更に、検知器のセンサーはかなり短い寿命となっており、ほとんどの検知器は1年程度で買い替えが必要となります。半永久的に費用持ち出しが増え、購入等の事務負担も大変大きくなります。本施策を実施するのであれば、業態を絞るということについて、何卒慎重な継続審議をお願いいたします。
137	アルコールチェックを対面等で行ってます。機器使用でのアルコールチェック施行でしたが、機器使用は延期になり現状機器がなくとも問題なく行ってます。すべての業種対象で機器を使ったアルコールチェックは必要なのかどうかと思います。たとえ機器を使ったところで、飲酒する者は運転途中でも飲酒します。機器を購入する費用の企業負担は大きいです。機器は1回購入して終わりではなく、使用期限が1、2年と考えると、買い替え等費用が発生し、機器を使ったアルコールチェックで、果たして効果はいかほどかと思えます。また、世間において機器使用のアルコールチェック義務化の業種以外は、現状対面等で行っており、飲酒にかかる事故数の変化はいかがでしょうか。弊社は片道10分の目的地に行くにも対面等でアルコールチェックを行っております。アルコールチェックは必要と思いますが、すべての業種に機器を使用したアルコールチェックに疑問を持ちます。機器を使用したからすべてが解決しておらず、飲酒運転の原因はなんなのか、それを防止するにはどうしたらよいかを検討した上での機器使用としていただきたい。聖域なきアルコールチェックも必要ですが、短絡的な対策で多大な経費負担を企業に強いるの賛成できません。
138	<p>飲酒運転をなくす取り組みは必要だが、99%以上の方は飲酒運転などしません。</p> <p>企業に多大な金銭及び事務負担がかかるが、これで飲酒運転が減るという根拠があるのでしょうか。飲酒する人間は、アルコールチェック後に途中で飲酒するのでは。</p> <p>飲酒運転の罰則が現状軽いと思います。厳罰化の方が効果あると思う。</p>
139	12月ではなく年度初を経ての導入にしてください。

140	<p>アルコール検知器を製造しているメーカーのものです。</p> <p>12月1日スタートという情報が出たため、すでにセンサーの争奪戦が始まっており、センサーメーカーではすでに年内の生産キャパシティは埋まってしまったというところも出てきているようです。</p> <p>この法令が改正されることによって、いくつアルコール検知器が必要で、各メーカーのキャパシティがどれくらいあるのかという検証が、時期の決定におけるプロセスにおいて抜けているような気がしております。</p> <p>アルコール検知器の寿命は約1年間と言われており、新規で購入する+昨年購入したものの買替を加味しなければなりません。</p> <p>おそらく昨年のように再びアルコール検知器が足りないという事象が9月以降発生する可能性が高いと考えております。方針が6月に出て、12月というのは半年の準備期間しかないため、企業側で予算を取っておらず経営を圧迫するリスクもあります。多くの企業は期中での追加予算となります。そのため発表から12か月程度の準備期間が必要ではないかと考えます。</p>
141	<p>アルコール検知器義務化には反対です。</p> <p>理由 デジタル化推進を強力に推し進めていかなくてはいけない中、人手によるマンパワー管理ではなく自動車メーカーによる運転システムによる管理・チェックにするべきだと思います。(例えとしては、抜け道はあるだろうが息を吹きかけないとエンジンが始動しない等)</p>
142	<p>本改正について反対である。</p> <p>飲酒運転の根絶は、本国における喫緊の課題であり、規制強化には賛成である。しかし、問題となる点があまにも多々ある。</p> <p>飲酒運転の根絶のため、所属団体の安全運転管理に紐付けるアイデアは悪くないが、現状の法規であれば 実質的に勤務中の飲酒を確実に防ぐ要因とならない。いたずらに安全運転管理者並びに使用者の責務を増やすだけである。1回の飲酒検知を持って懲戒免職とすること差し支え無い旨の厚生労働省等の通達等無ければ、実質的に解雇出来ない。このレベルであれば確実に再犯し、飲酒運転での事故をおこせば、使用者及び安全運転管理者並びに所属団体の負担は計り知れない。</p> <p>また、アルコール検知器の精度も悪く、上記の対策を取る旨も不適切であるとする。アルコール検知器の精度及び性能上の寿命も加味して制度設計にあたられたい。</p> <p>無計画で早急な制度設計はやめて頂きたい。安全運転管理者と使用者の責任もあると思うが、あまにも曖昧な制度で私刑的である。法治国家であるのだから、そもそも法令所在を明らかにして根本的に制度設計をして欲しい。現状裁判所判例は度が高過ぎると思われる。</p>
143	<p>制度自体には賛成である。「誰が」アルコールの検査を行い記録を保管するのかを明確にしてほしい。車両の使用者と運転手と同じ(A社の車両をA社の社員が運転する)であればよいが、異なる場合(A社の車両をB社の社員が運転する)は車両の使用者なのか、運転手の雇用主なのか、はっきりしない。</p>
144	<p>人身や物損の近年の悲劇的な交通災害を取り除くべく、方針の通り運転時アルコール検査の厳重化を勧めて欲しく意見します。</p>
145	<p>社会福祉法人を運営しております。</p> <p>通所介護事業や短期入所生活介護事業を行っていますので、朝、夕と送迎があります。15分から30分での送迎になりますが、運転前のアルコールチェックを行えば、運転後のアルコールチェックは必要ないように感じます。</p> <p>車両の運用方法ごとに、必要な対応方法をご検討いただけるよう、お願い致します。</p>
146	<p>新型コロナウイルスの流行により、働き方が直行直帰に変わった企業が多数ある中、安全運転管理者が、早朝深夜や休日にアルコールチェックをするためだけに業務時間外に、電話等で確認しなければならないのは非現実的である。この確認作業に対する具体的な解決案の策定が必要なのではないか。</p>
147	<p>職場にて安全運転管理者を担当しています。</p> <p>アルコールチェックに関する義務化は千葉県八街市での事故をきっかけに強化された経緯があることは知っています。</p> <p>しかし、体質や生活習慣などで全く飲酒をしない運転手にまで機器を用いた検査と記録を義務付けるのは非常にバランスを欠いた一方的な措置であると感じます。</p> <p>日常的に飲酒を行わない運転手に関しては、誓約書を交わすことで普段はアルコールチェックの義務付けを免除する規定を設けるなどの措置をお願い致します。</p> <p>もしくは、運転手の挙動チェック機能のあるドライブレコーダー使用により日々の記録の代わりとするといった措置をお願いします。</p>
148	<p>社員90名の中小企業の安全運転管理者です。</p> <p>アルコール検知器を使った酒気帯び有無の確認義務化に反対します。</p> <p>今まで通りの管理者による目視・声掛けなどで目的は果たせていると思っています。</p> <p>そもそも確認義務化以降に酒気帯び運転の件数が増えたのか減ったのか、それすらよくわかりませんが、社内を見る限り社員の意識は着実に向上していると感じています。</p> <p>従業員は9割(81人)がマイカー通勤です。事業用車両は20台ですので差し引き61人が通勤時に酒気帯び運転をしたとしてもチェックがかからないこととなります(そんなモラルの低い従業員はいませんが)。つまり家を出るとき(車に最初に乗るときなど)に酒気帯びの有無確認がなければ酒気帯び運転撲滅に向けての実効性はありません。</p> <p>最も望むことは車の機能に組み込むことですが、すぐには不可能なので取り締まりの強化、違反者及びその管理者に対するペナルティの厳格化などで対応すべきだと考えます。事業用で使用する場合に限りアルコールチェックを義務化することは、事故が起きた場合の安全運転管理者あるいは事業者への責任転嫁に思えてなりません。事業用の自動車利用で酒気帯び運転があった件数がどれほどあったかも知りたいことの一つです。業種によっても差があるのかもしれませんが。</p> <p>酒気帯び運転をする数パーセントの人のために、その他の善良な何百万人の人の負担がふえることについて議論が無さすぎると思います。</p>
149	<p>企業単位で、アルコールチェッカーを準備するにはかなりの経費が掛かってきます。昨今の経済状況を鑑みると、今?という時期に再スタートはいささか疑問を感じます。</p> <p>保有している車両台数分・営業所数分・直行直帰で私有車を業務上で使用する社員の車両へ設置分と考えると、かなりの数のアルコールチェッカーを準備せざるを得ません。景気が安定するまでは未実施でいいかと考えます。</p>

150	<p>アルコール検知器を用いた運転前後の酒気帯び確認について、実施に反対いたします。前回の実施延期の際にも意見をお送りいたしましたが、実施するには以下の2点の改善が必要と考えます。</p> <p>1. アルコール検知器の性能・精度を定義するか、本件に使用できるアルコール検知器を認定する。 府令ではアルコール検知器について「国家公安委員会が定めるもの」としていますが、その内容は機能を定義したもので、性能・精度については定義がされていません。アルコール検知器の認定制度もありません。 メーカーの取扱説明書には「自動車の運転可否判断には絶対使用しないで下さい」と明記されたものもあります。 機械の精度が担保されないものや、メーカーが推奨しない使用法となるものでチェックする事にどんな意味があるのでしょうか？ 単に、アルコール検知器を買わせるため、自民党議員と業界が癒着しているのではないかと疑いたくなります。</p> <p>ちなみに、アルコール検知器の有効期限として測定回数の上限を設けているものが多いですが、同時に期間の制限を設けています。その多くは1年としており、結果的に事業者はアルコール検知器を毎年買い替える事が義務付けられている事になります。</p> <p>2. アルコール検知器による測定結果に対する運転の可否の判断基準を明示する。アルコール検知器での測定結果の可否について言及しているのは千葉県安全運転管理協会(検知器が検知したら、数値を問わず酒気帯びと判断して運転不可)くらいで、多くの都道府県警は測定結果に言及していないと思われます。1.記載の通り、アルコール検知器の性能は問われていないので、測定結果の真偽が甚だ疑問な状態であると共に、各事業者が勝手な判断(例: 検挙基準である0.15mg/L未満であれば運転可能など)をしてしまい、酒気帯び確認が意味をなさないと考えます。1.と併せて、警察庁が判定基準(例:微量でも検知したら運転不可など)を定め公表すべきと考えます。</p> <p>なお、このアルコールチェック運用は通常の業務時間外でも(事業場外でも)電話等の通信手段で対応するよう求めており、当該対応時間を時間外労働として計上しない(できない)事が容易に想定され、労働基準法上問題があると考えます。 このような課題を事業者任せにせず、厚生労働省とも連携を取りながら、主管となる警察庁が指針を示し、事業者へ強く指導すべきと考えます。以上です。</p>
151	<p>安全運転管理者は、誰よりも早く出社して、一番遅く帰ることになる。 残業時間の上限もあるのに、そんなことはできない。 このような事を行うなら、まずは官公庁で1年ぐらい実証実験を行ってから、民間企業に広めていくようにして下さい。</p>
152	<p>アルコールチェッカーは、コロナ等の感染防止のために、使い回ししないように一人1台用意することになる。 ほとんどが、使用期限が1年間となっている。毎年社員分の機器を買い続けるなんて無理。民間に行わせる前に、全ての公務員でやってみて下さい。</p>
153	<p>最近では、ネットでもアルコールチェッカーは売っているが、値段はピンキリで、どれを買えば良いかわかりません。 警察で、個別認定して、売るようにして下さい。今のところ、延期となっているが、義務化となると、又売り切れ続出になることが予想されます。義務化には反対です。</p>
154	<p>業種を限定して実施すべき。特に事故を発生させるのは運送関係だと思うので、その他の業種は努力義務としてほしい。一般中小企業にとって非常に初期機器システム導入負担も大きい。</p>
155	<p>直行直帰型の白ナンバー営業車利用をしている企業にとって、この義務化への対応は現場の運用負荷が非常に高く、さらに対応費用も嵩むため、民業を圧迫しかねないものとなっています。飲酒運転による死亡事故件数も減少傾向にある中、極端な事故事例をもとに、大半のまじめに取り組んでいる事業者一律義務化を行ったことも立法事実の視点から大変に疑問です。以下の軽減措置を要望します。</p> <p>1. 目視確認の緩和: 直行直帰型の場合対面、目視での確認は事実上不可能です。代替として電話が推奨されていますが、酒気帯び確認の本来目的に照らすと意味のない作業のための作業です。管理者も長時間体制で待機させねばならず時間、コストの膨大な無駄を生じさせています。クラウド管理型の検知器の利用の場合なら検知結果が即時に管理者に報告されリモートでも必要に応じた対応が可能になります。こうしたデジタルツール活用の場合には「目視確認不要」としてください。</p> <p>2. 検知回数の緩和(運転「後」検知の廃止): 現状の運転前後の1日2回検知・確認は運転者、管理者とも極めて負荷が強く、健全な事業活動を圧迫させるものとなっています。大半の事業者にとって営業時間中の飲酒は考えにくく、また業務時間中の飲酒による事故件数の増加等立法事実も見当たりません。運転「前」に検知することで十分な牽制効果は出ると考えられ、運転後まで検知義務を課すことはマイナス影響の方が大きく、不要と考えます。</p> <p>そもそも緑ナンバー車のような拠点・体制があるからこそできるアルコール検知のやり方を同様に白ナンバー車に求めるのはあまりに非現実的です。大半の健全な民間事業者を圧迫させない現実的な施策に変えていただけますようご検討をお願いします。</p>
156	<p>弊社では東日本エリア30拠点以上で400台の営業車、工事車両を使用するため、今回の法令が出来る以前から既に社有車運転前のアルコールチェックを義務化しています。 弊社は、建設業で顧客との契約で休日夜間に工事をしたり、メンテナンスサービス等を行うことがほぼ毎日あります。この法律では、対面もしくは遠隔による対面で確認ということが記載されていますが、文面どおりに受け取って運用した場合、時間外に誰かわざわざ待機させるか、安全運転管理者が待機しなければならない等、時間外労働が無駄に発生することになり、本来の業務時間に出来ることが制限されるため、人員や作業計画に確実に支障があると予測できます。 よってアルコール検知器による測定を完全義務化するのであれば、測定時の画像が撮影できる機器の場合、対面は不要とすべきです(弊社ではこのタイプの機器)。働き方改革と言いながら、対面による確認を義務化するなど、今の時代にそぐわないため、例外条件の条文に入れるべきです。 また、使用台数5台以下の事業者や個人事業主は、この法律では対象にならないので施行する理由が曖昧です。むしろ飲酒運転が起きるのは、安全運転管理者がいないような事業者のほうではないでしょうか。</p>
157	<p>白ナンバーのアルコールチェックの義務化に伴いリアルタイムで顔色・声色の点呼を軽視し、本来の点呼を行われていないケースが多く、罰則規定を設けるべきである。そのうえ、アルコール検知器を導入しても数値の記録だけに留まることが目に見えている。本来のアルコールチェックの点呼をしっかりと実施するべきと考えます。企業でも現実的な運用ができないという前にしっかりと法令順守をすることこそが重要である。現にアルコールで検挙される人は後を絶たないことを考えるともう少し厳しい法適用を求めます。</p>
158	<p>社用車を20台保有しているが、業務などで利用する可能性のある200名に対し、個人用の検査機器を200個そろえなければならないというのは、企業にとって大きなコスト負担になる。極力検査機器を購入し配布するが、これまでどおり、対面確認でもOKとしてもらいたい。</p>
159	<p>製薬会社に勤務しており社でも1日2回の検査を求められておりますが、社では交通安全の取組みとして事故や違反状況など定期的に共有されています。しかし飲酒運転のような悪質な事例などまずなく、アルコール離れの昨今、飲まない人、飲めない人も増えているにも関わらず、今回の改悪、令案は横暴が過ぎると思います。チェックでは顔写真と時間も特定され社に送られるのも精神的に大きな苦痛を感じており、必要以上に朝早く起きてチェックをする始末です。 警察の取組みの成果として交通事故や死亡事故は大いに減っており大変すばらしい業績と思いますが、今回の改悪愚策は目に余るもので、悪質な飲酒運転者の取り締まりの実効性にも乏しいものと言わざるをえません。 こんな愚策を白ナンバーのまっとうな国民すべてに強いる横暴さは許しがたい暴挙だと思います。海外の事例に照らし合わせて正当性があるのか、国民への説明があまりに少なすぎますし、警察の不祥事事件を見るに付けて、この令案への信頼ももてません。 ただしにこの改悪案を撤回し、もう少し実効性があり、国民負担の少ない施策を考えていただきたくお願いいたします。</p>

160	<p>2点の意見と当局のご見解お伺いを致します。</p> <p>1コールチェッカーを使用した飲酒チェックの義務づけの対象範囲を「安全運転管理者を選任している事業所」だけに絞られたそもその理由をご教示ください。また安全運転管理者の選任が義務づけられていない多くの事業所はなぜアルコールチェックの義務づけの対象外とされるのか対象外として良いのか)をご教示ください。本来、飲酒をして車を運転する者は法律違反の処罰対象であるため、性悪説に立つのであれば、アルコールチェックは日本国内で自動車を運転するすべての者に対して運転開始前の「努力義務」として広く公平に国民に課し、周知すべきものではないでしょうか。また事業所における安全運転管理活動という観点であれば、アルコールチェックの義務化を事業所の管理車両を運転する前に限定して行うものではなく、それよりも以前に通勤時の交通手段で車両を使用している全ての従業員に対して通勤前に義務化をしないと矛盾が生ずると考えますが、当局のご見解をお聴かせ下さい。</p> <p>2全運転管理者選任事業所において管理車両を運転する前のアルコールチェックを行う対象の従業員を事業所のそれぞれの運用により24時間以内にアルコール摂取した者に限定して行っても実質的に制度上の問題はないと判断しております如何でしょうか？ また、常にアルコール摂取をしていない従業員に対してアルコールチェックを行う意味がそもそも全くないのでアルコールチェックの対象から外しても制度上の問題はないと判断しておりますが、如何でしょうか？これらの対象の従業員については予め、事業所と従業員の間で個別に取り決めの念書を交わしておくことを必要な要件といたしますが、当局のご見解をお聴かせ下さい。</p>
161	<p>アルコール検知器の故障に備えて、予備機の準備が必要とのことですが、製品に関しては、購入から1年または、5000回/10000回使用したら性能が保証できないと複数の販売メーカーが公表している。</p> <p>これでは、予備機を購入しても、使用しなくても1年経過してしまうと、性能維持ができなくなってしまう。予備機を購入は、助成などの補助を受け取れないか？</p> <p>中小企業では、端末一台(4万円程度)の購入だけでも、やりくりが大変です。</p> <p>また、こちらの複数メーカーの回答があったが、故障した場合は、修理品として預かるため、数日使用できなく期間があるとのこと。この辺りも国からメーカーに負担金を払って、すぐに修理(または、交換)ができるように、各製造メーカーへ要望または、指導をお願いしたい。上記が対応できないメーカーは、アルコール検知器協議会認定品から外す程度のやり方が必要です。規則に関しては、必要と思いますが、規則ができましたが、メーカーも使用者もデメリットばかりにならないよう、実態を把握してから、施行していただきますよう重ねてお願いします</p>
162	<p>予算の関係で10月4月実施として欲しい。。</p>
163	<p>70%の安全運転管理者がアルコールチェッカを持っていると広報資料に記載しているが、性能保証されたアルコールチェッカを持っているのか疑問です。私が持っているアルコールチェッカは飲んでも数値が0です。安全運転管理者に確認してから発表すべき。今のままでは逆に飲酒運転が増加すると考えます。</p>
164	<p>現在の読み替えて十分機能していると思います。</p> <p>要は、「確実に、実施されるのか、されないのか」では、ないでしょうか。現行のままで、確実に実施されるようにした方が良いのではないのでしょうか。</p>
165	<p>弊社では営業車として5台を所有しております。アルコールチェックを出発前と帰社時にチェッカーで行っ前と帰社時にチェッカーで行っております。遠方でレンタカーを借りるときは、営業者がチェッカー機械を携行しレンタカーに乗る前、レンタカー会社で返却時に弊社に電話で安全運転管理者に電話することをしております。</p> <p>遠隔地については安全運転管理者に電話して声色を聞くことで飲酒の有無を確認するとなっておりますが、なぜ対面するレンタカー会社はその責任役割を行わないのですか？レンタカー会社では必ず運転免許証をチェックされます。(たいていはコピーまでされます)</p> <p>一度運転免許証を忘れてレンタカー会社に行ったことがあります。免許証不携帯では貸出することは不可でした。同様にレンタカー会社がアルコールチェックを行い、数値が表示された場合は、レンタカーを貸し出すことは出来ないようにすべきです。</p> <p>レンタカー会社の自社の所有物を貸出して利益を得ているのですから。同様に短距離であっても車のディーラーの試乗車を購入検討顧客に運転させる場合には、必ず車の販売会社がアルコールチェックを行い数値が出た場合は、自社の車の試乗販売目的であっても運転させないようにしてください。</p>
166	<p>アルコール検知器の使用義務化は必要な規定であると思われるが、自宅から直行で業務にあたる職種の場合、運転者の酒気帯びの有無を確認するための安全運転管理者等の業務負担が膨大なものとなる。</p> <p>令和4年の意見公募手続きの実施結果において、「対面が原則であるが、困難な場合には、これに準ずる適宜の方法で実施すればよい。」とされているが、安全運転管理者等の業務負担とならないような、具体的な方法を示していただきたい。</p>
167	<p>流通しているアルコール検知器を複数比較検討したが、大手有名製品でもどれも精度が低く、エラー発生回数が多く検査に相当の時間を要してしまう。全く飲酒をしない人にとっては手間でしかないのと感染対策等でセンサー共有は従業員から反発が大きく、一人一台の購入が必要になった。またセンサー寿命も短く、メーカーは1年交換を薦めている。いつでも使用できるようにするには予備も複数台購入が必要になり、費用負担が大きい。もう少し技術革新し、安定性に優れた製品、また安価な製品が流通するようにならないと継続的な使用に負担を感じる。また「運転前後」の確認となると確認する人員の確保が難しく、安全運転管理を補助する民間のサービス契約が必要になったり、新たなコストが掛かってしまうので、やはり小規模事業者には負担が大きい。法律の趣旨には賛同するが、実効性のない製品で手間と費用負担を求められる方法なので現実的でなく、別の方法はないものか？</p>
168	<p>アルコールチェック除外者を検討して頂きたい例えば、健康上の理由でアルコールを全く摂取できない、体質的にアルコールを受け付けられない方などについて、アルコールチェックの除外を検討して頂きたい医師の診断書又は、当人の誓約書の提出等、何らかの裏付となるものは必要かと考えます。全く飲酒しない方が、運転前後に毎日チェックが必要というのはあまりにも非効率的ですし、飲酒しない運転者からもアルコールチェックの趣旨に理解が得られないと考えます。</p>
169	<p>アルコール検知器を使用してのアルコールチェックの義務化に反対します。</p> <p>まず、未だにアルコール検知器が十分に手に入る状況とは言い難く、実際に運用していくにあたって必要な検知器を、白ナンバー全てに適用した場合、品薄が状態化する可能性があり、今後も確実に常時入手することが可能か否かが不透明です。</p> <p>また、アルコール検知器は少なくとも1年以内に買い替えが必要という製品が大半ですが、この条件で今後も買い替えを繰り返し、事業所全体に検知器を行き届かせるという事は大変に困難です。こういった状況を考えると、白ナンバーの車両全てにも検知器使用を義務化するの、あまりに事業所への負担が大きいと考えています。</p> <p>また、現行のアルコールチェックの体制を敷いてから、社内で明らかに飲酒運転の撲滅や、アルコールチェックの重要性への意識が高まっています。現行のアルコールチェックのシステムで飲酒運転の危険性の意識を高め、飲酒運転を厳に慎む、という本来の目的は、十分に達成されていると考えています。</p>
170	<p>第九条に、当該運転者の状態を目視等で確認するとあるが、最寄りの警察署に確認したところ、目視は運転しようとする運転者の目の前で行う必要があり、早朝や深夜でも同様とのことであった。</p> <p>早朝や深夜に確認のためだけに人員を配置することを緑ナンバーでない事業者に強制することは、著しく負担を増加させるものであることから、早朝深夜の目視確認を不要にする等の軽減措置の実施をお願いしたい。</p> <p>前回の改正にてアルコール検知器の利用は延期され、目視での確認のみが実施されているが、飲酒運転の数等、改正の効果についてお伺いしたい。</p> <p>アルコール検知器は高価であり、金銭的な負担が大きいことから、目視での確認で十分な効果が出ているのであれば、引き続きアルコール検知器の使用は不要としていただきたい。</p> <p>もしアルコール検知器の利用を行うのであれば、期待される効果について定量的にご説明いただきたい。</p>

171	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国家公安委員会の認定を受けたアルコール検知器について、基準等が示されていないと思います。お示し願います。</li> <li>・離れた相手に対して、アルコール検知器を使用したアルコール濃度の確認は、どのようにしたら良いのか、分かりません。お金のかからない方法をご教授願います。</li> <li>・アルコール検知器を使用したアルコール濃度について、運転しても良い基準はありますか。 ・ ナラ漬けやウイスキーポンポンを食べた後は運転禁止ですか。</li> <li>・今後すべてのクルマにアルコール検知器の設置を義務化し、一定以上のアルコール濃度の場合、運転出来ないようにした方が手取り早いのではないですか。</li> </ul>
172	<p>アルコール検知器を活用した酒気帯びの義務化について反対意見 アルコール検知器による酒気帯び確認の義務化に反対します。</p> <p>日本の国力低下が叫ばれる中でもありますが日本は諸外国に比べ中小企業が多いこともあります。アルコール検知器を車両に搭載し酒気帯び運転者に強制的に運転させないのであれば効果は期待できますが、検知器と車両が別体となり、また記録のための人件費もかけてまですることではありません。費用対効果を考えて法律を施行していただくことを望みます。30年前と比べても酒気帯びで運転するような人は減っています。いったい何パーセントの人のために多くの人の手間とコストをかけなければならないのでしょうか? そうしたことよりも酒気帯び・飲酒運転・ひき逃げの厳罰化をしてください。</p> <p>あるいはAIなどにより運転状態を監視してアラームを出し、異常を送信するほうが飲酒運転に限らず高齢者の問題にも対応でき将来性があります。 経済発展も見据えた上で施行をお願いします。</p>
173	<p>パブリックコメントでたくさんの反対・見直しの意見が出ております 現実的な法令の制定をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アルコールチェッカーの信頼性(推奨製品)</li> <li>・直行直帰の確認方法の見直し(対面不要)・その他 企業への負担・コスト膨大</li> </ul> <p>非現実的な法令は絵に描いた餅で結局誰もやらなくなります。 企業の管理責任も大事ですが、飲酒運転者への罰則をもっと厳しいものにするべきではないでしょうか。(飲酒運転:罰金1000万、免許永久取得不可)</p>
174	<p>緑ナンバー事業をしていない会社経営者です。 白ナンバー事業者にも検知器を用いたチェック義務化には断固反対です。 義務化は緑ナンバー事業者だけで十分。 チェックする側の手間とかを一切聞かずなんでも義務化するのはおかしいと思う。 検知器を導入するにも購入資金は必要になるし兎も角儲かっていない企業にしてみたらこの検知器導入が死活問題になり兼ねない。 おまけに検知器は一度購入したからといってもその検知器が半永久的に使える訳でもなく、その都度債購入しなければならない。断固反対です。</p>
175	<p>車を走らせることを生業とする運送業であればわかるのですが、一般の事業所に対し、余りに負担が大きくなると思います。 対面でのチェック、声色の確認などで十分です。また、車両の安全性能の向上や、児童の通学路の安全性を高めるなど先に行うことたくさんあると考えます。</p>
176	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『カメラ、モニター等によって顔色・応答などを確認する件について』カメラで顔色などを確認することは何とか可能ではあるが、電話(またはそれに準ずる方法)で実施をすることが必須となるのであれば、対象者の数が多かった場合にあまりにも手間がかかり過ぎることを懸念しております。(直行直帰の業務形態の場合)</li> <li>・『飲酒していないが数値が出てしまった場合の対応について』現在アルコールチェッカーによる確認を実施しているが、全くお酒を飲まない方でも数値が高めに出てしまう事象を確認しております。事象について調べてみると、食べ物・飲み物・歯磨きなどでも数値が出てしまうとの事案を多数見かけました。この際の対応方法についての明記が欲しい。</li> <li>・上記の事案も含めて、詳しい回答を求める際の問い合わせはどちらにすれば良いのか。以前最寄りの警察署に問い合わせをしたが、明確な回答はいただけず自社での判断的なものが多かった印象です。</li> </ul>
177	<p>アルコール検知器での確認義務化は、自家用車を含め、もっと徹底的に、かつ、機械的にするべきである。たとえば、アルコール検知器で検査しないとハンドルが動かないシステムを開発し、そのシステムの設置を全ての車両に義務化させるべきである。そうしないと、チェックするのは人間なので、そのうち、形骸化していくものと考えます。今後、車の電動化が急速に進み、車がハイテクの塊ようになっていく状が想定される。そのような中で、アルコール検知器付きハンドルの開発は可能なものと思われる。</p>
178	<p>生命保険会社が営業で私有車両を使用する場合は、アルコール検知器使用による確認記録は対象外となるのでしょうか。</p>
179	<p>飲酒による痛ましい事故を防ぐ必要はありますが、営業用ではない白ナンバーにまで器械を用いたアルコールチェックを導入するのは反対です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 経費がかかる アルコールチェックの機器は安いものではありません。法人としての車両保有台数は5台を超えますが、営業所ごとでは1、2台ですが、今のままでは全ての営業所に設置しなくてはなりません。また、アルコールチェック機器は使い捨てのストローが必要なものも多く、この管理も大変です。プラごみ削減と言っておきながら、毎日プラごみを出すことになります。</li> <li>2. 記録が煩雑 現在、アルコールチェック機器は使っていませんが、記録はおこなっています。現在の記録方法ですと、毎回車を使うたびに記録が必要となり、使用する車が固定されていない当法人の場合、同じ人間が何度も記録の必要があり、煩雑です。運行記録も別に付けているので、社員一人に付き、始業前と始業後の検査だけで済むようにしていただきたい。</li> </ol> <p>1.そもそも白ナンバーに必要なのか 確かに営業には使っているが、いわゆる緑ナンバーでないものにここまで必要なのか。始業前に目視での体調確認とアルコールチェックで十分ではないか。自家用車を運転する業務と仕事で運転する業務(旅客ではない)にアルコールチェックの有無の違いはあるのか。</p>
180	<p>北海道八雲町で起きたトラックとバスとの事故。トラック運転手さんは、当日の朝に体調不良を訴えていましたが、運行管理者が休日で不在とのことでした。 休日や平日の早朝・夜間では、多くの事業所でこのような状況となっているのが実態です。電話での確認でも可とのことですが、働き方改革の関係からも体制作りは困難に直面しています。警察署は、安全運転管理者の副署長が不在でも、補助者になり得る幹部はたくさんいますし、宿日直司令や副司令を補助者に指定すればいつでも対応可能ですが、民間ではそうは簡単にいきません。運転前後のアルコール検査は、意義のあることと思いますが、どうか事業所が負担とならない、負担と感ぜないような方法を再考くださいますようお願いいたします。それが、制度の形骸化を防ぐ上でも重要なことと思います。</p>



181	安全運転管理者に義務付けられているアルコール検知器による確認を含めた酒気帯び確認について、直行直帰の営業車については早朝・深夜・土日祝日の対応が困難であるため、外部委託サービスを利用している。その他安全運転管理者に義務付けられている「点呼等による過労、病気その他正常な運転をすることができないおそれの有無の確認と必要な指示」について、同様に直行直帰の営業車については早朝・深夜・土日祝日の対応が困難であるため、この確認を対面等により実施する必要がある場合には、酒気帯び確認とあわせて外部委託による確認を可能として頂きたい。また、過労、病気に関する具体的な確認項目、また、点呼以外の確認方法が許容される場合具体的な実施方法についてコメントを出して頂きたい。
182	外出先でチェックを行う際にビデオ通話等を用いてリアルタイムで行うのではなく、運転者がアルコールチェッカーを使用している映像記録を管理者に送信し、管理者が事後承認する運用を想定しているアプリ・サービスが多々見受けられます。対面でのチェックが原則である以上、リアルタイムではなく事後承認となる運用は規則に反するのかわかれます。一方で早朝深夜・休日出勤などイレギュラーが発生することを考慮すると、もれなくリアルタイムでチェックを行うことは非現実的であると思われる。事後承認を是とするのかどうか、明確な見解を示していただきたいです。
183	安全運転管理者を設置している中小企業、販売会社の担当者です。アルコール検知器を用いた運転前後の酒気帯び確認する運用は、「強く反対」いたします。 1. 営業マンは急なトラブル対応のため直行直帰する場合があります、立ち合い確認することは難しい。また、土日に社用車を使用する場合もリモート等でリアルタイム検査に立ち会うことは困難であり、働き方改革の面からも逆行する運用になりませんか？ 2. 某メーカーの安価なアルコール検知器を購入していますが、測定方法や基準が明確でなく取扱説明書に委ねており責任転嫁しているのでは?と感じます。また、機器そのものの精度も多少の疑問を抱いています。 3. 多くの企業は飲酒事故を起こさずとも、飲酒運転違反の事実があれば、即「懲戒解雇」と就業規則で定めており、非常に厳しい措置をとっております。十分ではないでしょうか？
184	業務形態により無理または困難な場合があります。 例えば、建設現場等が仕事場の場合、自宅からの通勤であり、場合によっては夜勤作業や変則時間の作業もあり、確認が難しいです。したがって、どの会社でも一律適応できるものではないと考え、施行中止を要請いたします。よろしくお願ひ致します。
185	使用するアルコール検知器(アルコールチェッカー)は国家公安委員会が定めるものとして「アルコール検知器を、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器と定める。」といった記述がありますが、特定の団体(アルコール検知器協議会)などが認定するものが必要ではないと考えて問題ないでしょうか。 - アルコールチェック義務化における、安全運転管理者の業務の中で声色の確認がありますが、こちらは安全運転管理者ではない第三者が実施しても問題ないでしょうか。直行・直帰等の場合、業務開始時間が深夜・早朝になるケースがあり、安全運転管理者がリアルタイムにすべてを対応することが難しく、別の者、他社の方、外部のコールセンター等の声色確認を専業とした外部委託業者などといった手段がとれると実施がしやすくなると考えています。 - 声色の確認において、音声データを元にAI等を使った技術的解決は認められるのでしょうか。
186	運転をする上でアルコールを飲んで運転することは言語両断だと考えています。飲酒運転を撲滅するためにも対策は必要だと思います。 しかし、アルコールチェックを事業所(安全運転管理者)が行い、問題があった際には罰するという形は丸投げに感じます。 本当に飲酒運転を撲滅するのであれば、トヨタ、日産等の車を作っているところに働きかけを行い、飲酒していない状態でなければエンジンがかからないような仕組みを必須とする法律を作った方が現実的だと思います。 私はヘルパーステーションで勤務していますが、従業員は100名を超えており、運転する者を半数近くいます。そういった運転者のアルコールチェックを運転前、運転後毎回行うのは現実的に厳しいです。24時間体制でもありますので、24時間確認する必要もあります。 また、上記を経費もかけず、各事業所に負担させるのはどうなのでしょう？アルコールチェック検知器の費用、人件費、通信費等を負担するのはどこなのでしょう？ 上記のように飲酒運転を行わせないようにすることは必要なことかと思いますが、それを各事業所に負担させるのは違うと思います。アルコール検知器を使用してのチェックを必須とすることは反対です。
187	1. アルコール検知器在庫について 当初2022年4月の予定が10月に延期され、その後2023年12月1日より施行となったため、その間に検知器メーカーが準備した機器が市場や倉庫に在庫されていた可能性があります。電気化学式、半導体式ともに、在庫されていたものはきちんと測定できないものもあり、特に心配しているのが、感度が無くなる(アルコールを飲んでいても反応しない、しにくい)問題です。常時有効に保持することで感度が完全になくなったものはスクリーニングできるかもしれませんが、微妙なものを企業側が判断することは現実的には難しいと考えます。 2. アルコール検知器の使い方 アルコール検知器はきちんとした使い方をしないと、間違った結果が出るのが想定されます。アルコール検知器協議会の認定品は取説等に書かれていますが、海外製や認定が取れていないものを使った場合、トラブルが発生すると考えます。 3. アルコール検知器の選び方 先日銀行に行ったとき、銀行の社員が半導体式のものを使って運転前後測定を行っていると伺いました。見せてもらったところ、測定するたびに変な数値が出ていました。私もお酒を飲んでいないにもかかわらず数値が出ており、銀行員の方も不信感を持たれておりました。このような状況では、義務化を進めたとしても、管理者の負担が増える上、測定する側もストレスになり、クレームが発生することを危惧しております。 4. 不正なりすまし防止 今回の義務化の内容を確認したところ、安全運転管理者の義務への追加ですが、遠隔点呼では不正なりすましが現状可能だと考えます。また対面点呼でも、不正防止機能が無い検知器(特に吹きかけ)は、吹いているふりをすれば検査をスルーできるものもあります。 今回初めて導入される企業はこのような知識は少ないと考えますので心配しております。 5. 教育啓発の重要性 アルコール検知器の結果が陽性反応となった場合、管理者は数値のみで判断してしまう可能性が高く、場合によっては、測定者が不利益を被る可能性があると考えます。アルコール検知器がきちんとしていない場合は問題外ですが、病気の方やアルコール分解についての知識を知ったうえで対応することが重要だと考えます。労使双方がきちんとした知識が無いと最悪の場合訴訟リスクにも発展する可能性もあると思われます。時間はかかりますが、安全運転管理者協会での教育があると良いと感じました。 以上よろしくお願ひ致します。

188	<p>当方は、■を中心に訪問診療・訪問看護・訪問リハビリテーションを中心とした医療法人で移動手段のために車両を20台以上抱えており、安全運転管理者を配置しております。アルコールチェックが義務化される前より、飲酒運転のみならず、医療を提供している時点で、業務中に飲酒をすることは言語道断として考えられておりますし、スタッフ間においても倫理観・使命感により抑止される環境があります。</p> <p>その上で、アルコールチェッカーの義務化については、やむを得ないこととして昨年より導入をはじめましたが、正直、目視をしての確認というのは行き届かないところがあります。</p> <p>24時間体制での医師・看護師の緊急対応の際、夜間には1人で出勤しており、その際に目視での確認や電話での確認は現実的にむずかしい状況です。第三者としてアルコールチェックすることだけのために、担当者を24時間対応できる体制で待機させるのは、とても非効率かと思えます。</p> <p>飲酒運転が危険なことは重々承知していますが、「医療」「看護」等を訪問により提供している事業所の訪問業務の際の飲酒運転実態を調査いただき、例えば簡易的にアルコールチェッカーでの測定のための記録とする、など、業種による例外規定を設けていただかなくては、本来提供すべき「医療」「看護」の緊急性が損なわれることにも繋がりますので、ご検討をお願いいたします。</p> <p>ちなみに、私どものような業種（訪問診療・訪問看護等）を運営している法人との横の繋がりで、同業種で勤務する方々とも同様の話が挙がります。</p>
189	<p>いつもお忙しい中お疲れ様です。アルコール検知器を用いてのチェックを2023年12月1日より運用していくとの法律改定（暫定処置解除）ですが、機器点検とは別に第三者による確認は引き続き運用されるのでしょうか？目視の他・電話等による口頭確認は残るのでしょうか？</p>
190	<p>『安全運転管理者による運転者の運転前後のアルコールチェックの義務化』への意見</p> <p>『安全運転管理者による運転者の運転前後のアルコールチェックの義務化』について、その背景など十分に理解しており、不幸な事故が無くなる日を心より願っております。</p> <p>現在、社内でもその運用方法について協議しておりますが、弊社の勤務形態、また、コロナ後の多様な働き方が進む折、その運用方法に現実性がなく困っております。理由といたしまして、商業的に合理的な理由により安全運転管理者、並びに副管理者ともに専任業務ではなく、それぞれ、主となる業務と兼任している（常に会社の自席や自宅にいない）</p> <p>また、社員の大多数が、ハイブリットワーク型を選択しており、それぞれの業務内容/都合等により会社外（自宅、顧客先、その他の場所）での勤務が許されている。</p> <p>何らかの理由（休日、早朝/深夜、リアルタイムに連絡が取れないケールなど）により安全運転管理者（副 会理社、補助する者などを含む）による確認が困難な場合、例外として本人によるアルコール検査のみで判断できるように緩和を検討いただきたい。</p> <p>どうぞよろしく願いたします。安全運転管理者</p>
191	<p>・無期限の延期のままでいい</p> <p>アルコールチェッカーの選定になんの基準も設けられず、メーカーによって計測される値もばらばらです。このような測定では形骸化するのには目に見えております。また、常時有効に保存するという項目を満たす必要があることから、継続的に購入する必要があり、中小零細企業にとっては、かなりの負担増となります。人件費の面でも安全運転管理者は兼務であり、他業務を行いながら、アルコールチェッカーを確認する人員の余裕はありません。本来の飲酒が検出できない機器を購入し続けるぐらいなら、現状の目視となら変わらないものであり、無期限の延期のままでいいと思えます。</p>
192	<p>開始を 12/12/1 または 3/1 として欲しい。</p> <p>検知器は以前より確保しやすくなっていますが、12月1日施工開始とすると 需要が集中するため希望の製品が入手しづらい状況はまた同様に発生すると考えます。必然的に販売単価が上がってくると想定されますが、会社では10個や20個の手配ではないため、影響は大きいです。 余裕をもたせてください。</p>
193	<p>アルコールチェックに関する意見です。</p> <p>アルコールチェックを実施するのは結構ですが、安全運転管理者の負担が大きすぎます。</p> <p>チェッカーの義務化はまだ先送りにし、今一度アルコールチェックの施行方法に関しても再考して頂きたいです。</p> <p>理由としましては以下の通りです。</p> <p>1. 弊社の業務上、出張も多く、直行直帰の場合が多々あります。</p> <p>現状の施行してるアルコールチェックでもそうですが、目の前にいない状態（テレビ電話先等）でアルコールの反応があり、運転禁止の指示を出しても、結局運転者本人が勝手に運転してしまったらどうしようもない気がします。それを仮に安全運転責任者、社長の責任と言われても納得いきません。</p> <p>2. 弊社の業務内容上、夜間、休日、祝日に出勤する場合があります。</p> <p>現在施工されていますが、夜勤の場合に安全運転管理者による対面等での顔色等によるチェックは安全運転管理者が退勤かつ、寝ていることが大半です。</p> <p>現状夜勤は数が少ないので、なんとかテレビ電話を繋ぎながらチェックしていますが、休日の朝早くに電話がかかってくることも負担になります。</p> <p>アルコールチェッカー使用を義務化されるのは結構ですが、対面せずともアルコールチェッカーだけで事足りるような、アルコールチェッカーを警察が何種類か指定して頂き（もちろんそれなりの安価で）、全対象者はそれを使わないとアルコールチェックをしたことあたらない等して頂きたいです。現状様々なメーカーがアルコールチェッカーを出しており、アルコールを飲んでいないにもかかわらず、誤反応してしまうものもあります。</p> <p>1はもしかしたら私の情報不足で安全運転管理者の責任にならなかつたら申し訳ございません。でも、2に関してはどうかして頂きたく、その準備が整うまでは、延期すべきと考えます。</p>

194	<p>飲酒運転を取り締まりたいのは理解できるが、方法は効果あるとは思えない。</p> <p>また、範囲を広げ過ぎているあまりに、手段として車の運転するところまで手を広げている。訪問介護等で片道5分の運転にまで対象にして、それに関わる仕事を異常に増やしている。</p> <p>よく政治家や役人が使う「きめ細やかな対応」とは対極な規則だ。</p> <p>効果の無い手段で、どの程度抑制できると想定しているのか。</p> <p>効果の無い手段で、どの程度現場の資源を搾取すれば気が済むのか。</p> <p>始めてから、この手段の効果判定はされるのか。なし崩し的に永続化されるのが、十分想定されます。</p> <p>また前回延期時点のパブリックコメントから</p> <p>アルコール検知器の性能や精度を定義するか、本件に使用できるアルコール検知器を認定すべきではないか。府令ではアルコール検知器について「国家公安委員会が定めるもの」としていますが、その内容は機能を定義したもので、性能・精度については定義がされていません。アルコール検知器の認定制度もありません。メーカーの取扱説明書には「自動車の運転可否判断には絶対使用しないで下さい」と明記されたものもあります。これは進展しているのか。</p> <p>代案があるとすれば、対象をもう少し限定する必要がある。また、アルコールチェッカーのような結局は、人が常に何人も関わるような手段ではなく、抜本的に車自体に制限をかけるような装置を各メーカーの協力の上、開発と補助金で対応することが必要と考えます。</p>
195	<p>アルコールチェックは対面を基本とし、対面確認が難しい場合は電話等を利用したりリアルタイムでの確認を求められているかと存じますが、直行直帰での深夜・早朝作業も多くあると聞いております。どの時間でも対応できるようにしておくとなると、管理者の負担があまりに大きく、実際の運用として厳しい面があると思います。このような場合の対応方法について再検討いただきたいです。</p>
196	<p>車番を明記することとあったが午前や午後また日々利用する営業車が変わるため車番の管理するのは現実的に不可能ですので車番の明記は任意としてほしい。</p>
197	<p>安全運転管理者を置く事業所を対象にしているが、営業形態等を勘案して、対象事業所を絞ることはできないものか、ご検討をお願いします。</p> <p>目視による飲酒検知確認をもって、目的を達成していると考えますが、煩雑な飲酒検知器による飲酒確認が、本当に、効果を高めていると言えるのか、根拠を示していただきたい。</p> <p>八街市での事故は、ガードレールを設置するなどの交通環境の整備が第一優先であったはずであり、全国通学路の見直し、スクールバスでの運用などをせずして、警察庁に矛先を向けるのはおかしいと考えるが、環境整備も併せてなされているのか、お示し願いたい。</p>
198	<p>当該案の廃止を希望する。施行には大反対である。理由としては、</p> <p>1対面と検知器の両方でチェックを行うとされているが、二段構えでは手間がかかりすぎる。いずれかを選択可能とし、片方の確認で完結させるべき。</p> <p>2検知器の導入コストが高い。</p> <p>3何をどう確認するか、文言が極めて曖昧。罰則があるのであれば明瞭に解釈できるようより具体的な文言に改めるべきである。</p> <p>行政の画餅的自己満足により人手不足で苦しむ多数の民間事業者が一層圧迫されることを理解いただき、再考されたし。</p>
199	<p>アルコール検知器を使用することに反対で、目視あるいはアルコール臭の有無の確認で十分だと思います。費用、手間、資源の観点から無駄です。</p> <p>検知器は精度を保つために、1年ごとに校正が必要な製品が多く、安価なものは1年で使い捨てのものがああります。そのために今まで不要だった経費が発生し、管理コストも増えてしまいます。そして呼気を吹き込むストローゴミが大量に発生します。</p> <p>このことは、昨今叫ばれているプラゴミ削減、生産性向上、給与所得増に逆行するものであります。そもそも警察が行う飲酒運転の摘発も、アルコールの臭いがした場合に検知器を使います。一般企業に精度の良い検知器が必要とは思えません。目視と臭いのチェックで十分です。よって検知器の使用に反対します。</p>
200	<p>アルコールチェッカーの義務化を営業車5台以上の企業全部に課すことはナンセンスだと感じます。色々な事故のニュースを見て、何かと話題となるのは、運送業等でアルコールを体に入れていた状態で運転して交通死亡事故等が起きている事です。</p> <p>アルコールチェッカーを朝使用して運転OKであっても、その後にアルコールを飲めば運転出来てしまいます。どんなに処罰を厳しくしても割を食うのは、一生懸命ルールを守っている人たちであって、結局ルールを逸脱する奴らが居て、問題が起きればまた厳しいルールを課すといった、いたちごっこになります。企業負担も相当なものです。お金だけでなく、それに係る労力もです。体力のない中小企業は、ほんの少しでも経費削減を謳い、会社運営に尽力しているのに、こんな一部のルール違反をする人たちの為に無駄な経費を掛ける事には反対です。きっとこんな事を訴えても、結局は義務化される事でしょう。それが日本の行政です。意見を聞いて、検討しています風な事をしていますが、きっと既定路線にそって動いているだけでしょう。辛い思いをしている企業も有る事を是非思い出してください。宜しくお願い致します。</p>
201	<p>アルコールチェック義務化について、業務形態による簡素化についてのご提案です。当方は、医療法人内の在宅事業部として、介護保険事業所を複数運営しております。</p> <p>通所リハビリテーションサービスにおいては、利用者の送迎時、訪問関連各サービスにおいては、出勤時と降車後にアルコールチェックを実施しています。特に訪問関連サービスの中でも、訪問看護サービスは、夜間早朝に患家の求めに応じて、自宅で待機している看護職員が車両を使用して緊急訪問を行います。その際のアルコールチェックについて、職員にスマホで発声と顔がうつり、かつアルコールチェッカーも映し出してもらって、翌日管理者に確認してもらい、という方式を取っております。緊急対応の要請時には、少しでも早く患家に赴く必要があるため、この作業は非常に現場業務を煩雑にしています。</p> <p>昨今、システム連動型のアルコールチェッカーもあるものの、ほとんどが小規模の介護保険関連事業所にとっては、それらへの経費と労力をかけることができません。ゆくゆくは、車両乗車時にアルコールを検知し車が作動しないようにする、などの高度技術が汎用されていくようになり、それらが安価もしくは車両に標準装備されている時代が来るとは思います。</p> <p>一方、在宅医療や在宅介護のニーズがますます高まる我が国において、従事する職員の間接業務を減らし、直接業務(利用者への医療や介護提供)に時間を取る業務効率化も急務になっています。よって、在宅医療や在宅介護サービスを提供する事業所のアルコールチェックについては、「業務の延長上での緊急対応時はアルコール検査を省く」などの簡素化をお願いしたい次第です。また、アルコールチェックの必要性も重々承知していますので、在宅医療・介護事業所に対する高度技術を装備するアルコール検知器の導入補助もお願いしたい次第です。</p> <p>上記の負担を軽減することで、当法人の安全運転管理者らの業務負担軽減と効果効率的なアルコールチェックによる、労働環境としての安全配慮義務を円滑にご協力どうぞよろしくお願い致します。</p>
202	<p>警察庁交通局交通企画課 御中</p> <p>本件、きっかけとなった事件は一昨年に発生した小学生の列に飲酒運転のトラックが突っ込み死傷者を出した事件と認識しております。</p> <p>それ以外にも、多々、飲酒運転による死亡事故が発生、それに伴い道路交通法を厳罰化している認識ではあるものの、幾度と同類のニュースが報道されていると認識しております。</p> <p>本来は、飲酒者が運転席に座った時点で、4輪・2輪含め、運転が不可能になる機能を持つ車両が一般的になることが望ましいと考えるが、車両の入れ替えを待っていると、それだけで10年以上未適用車が存在することも十分考えられる。よって、センサー製造メーカーが半導体不足が解消・提供可能と言うことであれば、一刻も早く、アルコール検査機を導入させ、飲酒運転事故を1日でも早く、且つ、1件でも少なくするべきである。これを怠れば、極端な発言ではあるが、警察庁が飲酒運転を黙認しているように考える人もいないとは言いきれない。何卒、よろしくお願い致します。</p>

203	<p>お世話になります。ジョブサン等の小型の除雪車の保有は、使用目的が自社の私有地を除雪するに留まるもので、アルコール 検知義務化の車両の保有台数から除外するべきと考えます。特に雪国の中小企業ではジョブサン1台保有することにより、対象である車両保有4台に達してしまうこともあるため、雪国の事情を踏まえ、ルール範囲を見直ししていただけるようお願い致します。</p>
204	<p>アルコール検知器での、酒気帯び確認は不要であると思います。現在、対面、SNSなど画像および音声で確認を行っていますが差支え、十分に対応できていると思われます。私たち中小企業では、大手会社と違いアルコール検知器を維持管理(使用1000回/個 60回/月人 17人で買い替え)するために都度買い替えるなど、余力予算がそもそもない。買えないから人力で努力をし、生活のため給料をいただいている。購入できない企業対策も考慮していただきたい。(国が配布する)もっと大手会社ばかり意見を尊重せず、個人商店・中小企業の意見も取り入れていただきたい。最後に、そもそもお酒を飲んで勤務中に運転する人がいるならば、アルコール検知器で確認しても、運転すると思う。</p>
205	<p>痛ましい事故を無くす事が目的でしたら、アルコール検知器によるチェックの義務化よりも、商用車は全て衝突安全機能付きの車にした方が効果が高いと思います。</p> <p>事故はアルコールだけではなく、スマホ、疲労(居眠り)認識精度の低下など、色々な要因があると思います。</p> <p>車の台数が5台未満なら対象にならない等、本来の目的(痛ましい事故を防ぐ)が達成できるか不明です。また、検知器の使用期限の厳守があっても、性能については指定が無いため、安い粗悪品が使われる事が懸念されます。(今回の半導体不足による延期と同じ理由が、在庫が潤沢になってもおこる可能性があります)アルコール検知機でのチェックについては、会社のポリシーで行う分には良いと思います。</p>
206	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員が私物として所有する自家用車(いわゆるマイカー)を、事業者(会社等)の業務のために使用する場合は、安全運転管理者によるアルコールチェックについて、下記のとおり意見を提出いたします。</li> <li>・各都道府県警察のHPを確認すると、会社等の業務目的で従業員のマイカーを使用する場合について、事業者側が当該マイカーに対する使用権原(賃借権等)を持っているかどうかに関係なく当該車両が安全運転管理者の管理対象となる(アルコールチェック必要)とする見解と、事業者側が当該マイカーに対して使用権原(賃借権等)を持たない場合は安全運転管理者の管理対象外(アルコールチェック不要)とする見解の、両方があるように思われます。この点について、警察庁はいずれの見解が妥当と考えるか、ご見解をお示しいただけないでしょうか。</li> <li>・この点は、12月1日のアルコール検知器使用の義務化に向けて、検知器が何台必要になるか数えるために必要な情報です。いずれの見解が妥当なのかによって、調達台数が変わりますので、何卒よろしく願いいたします。</li> <li>・ご参考までに、各都道府県のHPの抜粋を以下に記載いたします。</li> </ul> <p>(参考)</p> <p>1 事業者側が当該マイカーに対する使用権原(賃借権等)を持っているかどうかに関係なく当該車両が安全運転管理者の管理対象となる(アルコールチェック必要)とする見解と思われるもの</p> <p>(1)千葉県警HP</p> <p>Q4 酒気帯びの有無の確認を受ける「運転者」とは、どのような者が該当するか?</p> <p>A 業務のために「運転」を開始しようとする者及び運転を終了した者が該当します。従って、通勤や私用のためにマイカーを運転するのみの従業員や、事業所内において事務作業のみに従事し、業務として終日「運転」しない従業員などは対象外となります。ただし、社用車であるか否かを問わず、短時間・短距離であっても、事業所における業務遂行を目的として「運転」する場合は、酒気帯びの有無を確認する必要があります。</p> <p>(2)島根県警HP</p> <p>更問 事業所の全従業員に対して、酒気帯びの確認をする必要があるのか。</p> <p>答 酒気帯びの有無を確認する対象となるのは、業務として「運転」する従業員となります。従って、事業所内において事務作業のみに従事し、業務として終日「運転」しない従業員などは対象外となります。ただし、社用車であるか否かを問わず、短時間・短距離であっても、事業所における業務遂行を目的として「運転」する場合は、酒気帯びの有無を確認する必要があります。</p> <p>2 事業者側が当該マイカーに対して使用権原(賃借権等)を持たない場合は安全運転管理者の管理対象外(アルコールチェック不要)とする見解と思われるもの</p> <p>(1)東京都(警視庁)HP</p> <p>Q 業務に使用せず、マイカーを通勤のみに使用している場合、安全運転管理者等を選任しなければなりません。また、リース車やマイカーを業務に使用している場合、安全運転管理者等を選任しなければなりません。</p> <p>A 業務に使用せず、マイカーを「通勤のみ」に使用している場合は、安全運転管理者等の選任の対象ではありません。また、安全運転管理者等の選任義務の対象となる「自動車の使用者」とは、「自動車を使用する権原を有する者で、かつ自動車の運行を総括的に支配する地位にある者」をいいます。リース車やマイカーを業務に使用している場合でも、事業者がその自動車の所有権、賃借権等を有しておらず、その運行も通常は従業員が自由に行えるのであれば、これに該当しません。</p> <p>(2)新潟県警HP</p> <p>Q6 事業所の全従業員に対して、酒気帯びの有無の確認を行う必要がありますか? また、業務に従業員のマイカーを使用する場合も同様ですか? A酒気帯びの有無の確認対象は、「事業所の業務として運転する」従業員です。したがって、事業所において事務作業のみに従事し、業務として運転しない従業員の確認は不要ですが、私有車・社用車を問わず、事業所に使用の権原があり、かつ運行を総括的に支配している自動車を業務で運転する場合は確認の必要があります。また、業務に従業員のマイカーを使用する場合であっても一時的に業務で使用する場合や事業所が従業員に対しガソリン代等を負担している程度に過ぎない場合は、酒気帯びの有無の確認は不要となります。</p> <p>(3)福岡県警HP</p> <p>Q19 個人所有車両を業務で使用している場合について</p>
207	<p>罰則に関する確認です。</p> <p>- 現状、罰則は「専任義務」を怠った場合に適応されると考えれば良いでしょうか。 - アルコールチェックの実施や、1年間の保管が実施されていなかったことにたしての罰則ではない、ということでしょうか。</p> <p>- 罰則はどのように検知されますでしょうか。事業所からの定期的な報告、もしくは警察署からの定期的な視察等が実施されるのでしょうか。</p>
208	<p>本府令案の施行に当たっては、以下の内容を考慮いただきたい。安全運転管理者の行うべき業務として既に酒気帯び確認業務が施行されているところであるが、この「酒気帯び確認」業務については、貴庁通達(令和3年11月10警察庁丁交企発第412号、丁交指発第116号、令和4年9月9警察庁丁交企発第218号)により「一定の方法での遠隔実施が可能」、「外部委託が可能」であることが明文化されている。しかし、安全運転管理者が実施すべき業務には、道路交通法施行規則第九条の十第5号の規定により、運転者に対する「点呼等」業務が規定されており、この「点呼等」業務は「遠隔実施」及び「外部委託」の是非が明文化されていないものと考えている。</p> <p>上記通達による「酒気帯び確認」業務の「遠隔実施」及び「外部委託」の明文化は、直行直帰時、早朝・夜間時の対応など、安全運転管理者等による対面実施が負担との事業者の声に配慮されたものとして好意的に受け止めているものの、安全運転管理者が行う「点呼等」業務については遠隔実施可能かどうか明文化されていないため、「酒気帯び確認」が遠隔で実施することが可能であったとしても、対面の「点呼」に合わせて「酒気帯び確認」も対面で実施するしかない状況である。</p> <p>自動車運送事業では、「点呼」と「酒気帯び確認」は同時かつ一体的に実施されていることから、道路交通法施行規則に基づく安全運転管理者が行う「点呼等」業務についても、「酒気帯び確認」業務と同様に、「遠隔実施」及び「外部委託」の是非についてご検討いただき、その結果を明文化していただきたい。</p>

209	<p>弊社は、アルコールチェック管理サービス●●という、クラウドサービスを提供しているベンダーとなります。</p> <p>本年12月1日に施行される内閣府令改正の一部について、その取り扱い方針に対する進言を申し上げます。今回の改正は、安全運転管理者に対するアルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認等の義務に係る規定を適用しないこととする暫定措置を廃止するもので、その方針について大いに評価致します。一方で、弊社におきましても、上記サービスをお客様に提案する機会が多い中で聞く事が多い、以下の2点について、問題提起、改善案を提案させていただきます。</p> <p>(1)アルコールチェック記録運用の規範化および適切な管理方法の明示</p> <p>まず一つ目は、運転者自身がアルコールチェックを実施、記録簿をつけるだけの運用についてです。弊社でもお客様とお話をさせていただく中で、本来実施されなければならない管理者による記録簿の確認や点呼が行われていないケースが多く見受けられます。そのため、運用の規範化とともに、適切な管理が行われるよう留意事項等に明記いただくことを強く推奨します。</p> <p>(2) 罰則規定の明確化</p> <p>二つ目に、罰則規定が明確でないことから、企業においてこの問題が軽視されがちであるという状況です。企業ではアルコールチェックの適切な運用に対する意識が低く、事故防止に十分な努力がなされていない事例が散見されます。安全運転管理上の問題が発覚した場合には、安全運転管理者の解任という行政処分が下される可能性があることを明示することで、より厳格な運用が促されると考えます。</p> <p>これらの進言は、2021年6月の千葉県八街市での痛ましい事故以来2年が経過し、飲酒運転による事故が減少していない現状(※1)、そして今年起きた北海道八雲町でのトラックとバスの正面衝突事故を受けてのものです。本事故におきましては、まだ捜査中という事もあり、報道機関からの報道を元にした憶測にすぎませんが、(※2)では、「この事故で死亡したトラックの運転手が当日、勤務先に体調不良を訴えていた」「この事業所ではトラックなどに乗務する前に運転手自身がアルコールや血圧、体温などのチェックを行い、記入用紙に記録するルールだった」という報道がありました。このような事故を未然に防ぐために、運転者自身のチェックだけではなく、管理者による適切な点呼と記録のチェックが必要である点、再徹底が必要であると考えています。</p> <p>以上、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。飲酒運転の撲滅に向けた法改正が実効性を持ち、安全な社会の実現に寄与することを心から願っております。ご検討の程、よろしく願いいたします。</p> <p>※1) 2022年9月5日 産経新聞  <a href="https://www.sankei.com/article/20220905-664DZ2KQPZLEJHTJDVULPFK2NU/">https://www.sankei.com/article/20220905-664DZ2KQPZLEJHTJDVULPFK2NU/</a></p> <p>※2) 2023年6月28日 NHK</p>
210	<p>勤務先で12月1日からのアルコール検知器の使用義務化施工に向けて社内制度見直しや導入システムの検討を進めております。「目視等及びアルコール検知機による酒気帯び確認の方法」の直行直帰の場合について早朝深夜の対面での対応では厳しい現状がございましてその対応をどうしていくかをメインに各サービスを比較しているのですが、サービス提供企業によって「リアルタイムでないが法令違反である」と「写真と日時の記録を残し、後で確認する運用で問題ない」という見解があり、実際に白ナンバー事業者のほとんどが早朝深夜の場合においてリアルタイムでの確認ができていないというお話も伺っております。また勤務先は全国に複数拠点があり、各自治体所轄の警察の見解も一致していないように思われます。なので早朝深夜の直行直帰のようなケースにおいてリアルタイムでの点呼が必要なのか、それに代わる方法があれば詳細を明記または補足で解説などあると対応しやすいと思っております。</p>
211	<p>12月1日からの実施についてはやむを得ないと考えています。検知器の有効性の確認については管理者に相当の負担がかかります。</p> <p>検知器の使用回数のカウントを把握することは困難で、結果購入してから一定期間(例1年単位)で新しい機械を供給しなければなりません。</p> <p>購入時期を毎年同時期となることで、他のお客様の購入時期と重なることも予想、供給不足に陥った時に検知器の有効性を確認し続ける事が不安です。</p>
212	<p>そもそも本法令がその制定の根拠となるべき下記の実態について広く国民に開示され、理解を得る手続きを経ているかについて疑問があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業に係る運転中における飲酒を起因とする事故の発生数とその軽重に関する分析</li> <li>2. 私有運転中における飲酒を起因とする事故と1との比較</li> <li>3. 本法令の施行に伴う経済活動への影響試算(事業規模による経営負荷等)</li> </ol> <p>1と2の比較において明らかに1の割合が少数であり且つ3の影響が過大である場合は、推奨取り組みに止め、義務化すべきではないと考えます。</p> <p>現行法令において既に飲酒運転による罰則は個々の運転者に直接課されると共に、雇用先企業の内規においても解雇等の罰則を受けるのが通常であり、民事においても雇用企業は被害者から雇用者責任を問われるので、事業中の飲酒運転に関する抑止は現状でも有効に作用しているものと考えます。</p>
213	<p>当社は建設業で車を使用する作業員は数日から長くても数年の出張ばかりを繰り返す業種ですが使用の本拠の位置以外での出発地(支店、営業所、社員寮)が10箇所を超えるため、使用の本拠の位置での安全運転管理者の配置では管理者としての業務遂行は不可能です。出勤時間も現場により異なり、5時30分に宿舎を出発するグループや7時に出発するグループもあり、安全運転管理者や副安全運転管理者が40台超の車両使用者を毎朝毎晩、目視で確認することは不可能です。</p> <p>当社では1年以上前からアルコールチェッカーを導入し企業努力もしておりますが現法令では遵守出来ない状態となっておりますので現実の車両使用方法に沿った改正案をお願いします。</p>
214	<p>事業者として運行している緑ナンバーの車を運転する際のアルコールチェッカーによる確認は、当然運行自体が業務であることから何ら問題ないと思います。しかしながら白ナンバーで5台以上というのは、疑問点が多々あります。4台までならアルコールチェッカーによる確認をしなくてもいいのかその差異がわかりません。当然ながら車の運転は、酒気帯び運転はNGです。八街市での交通事故は痛ましいものですが、飲酒運転撲滅のためではなくアルコールチェッカーをすることが目的になっていると感じているのは私だけでしょうか?道路交通法第65条の規定違反を5台以上と限定して確認させるのでしょうか? 確認させるのであれば通勤も含め1台からでもするべきですが、経済などいろいろな理由から現実的ではないと思われます。</p> <p>しかしながら警察のメンツもあると思いますので取り下げはできないのであれば初めに記載しているとおり緑ナンバーのみの適用としてはいかがでしょうか</p>
215	<p>運転業務が主でない事業所(ソフトウェア業)で納品や打合せで定時を過ぎて帰社する場合、「録画データ等の情報で酒気帯び確認を可能」とできて良いのではないのでしょうか。運転業務が主な事業所とそうでない事業所では業務体系が違いすぎるので、現状の酒気帯び確認方法では運用が難しい。打合せ、納品で帰社が深夜になる場合、その深夜に確認対応する管理者への補償(時間外手当)はどの様に考えるのでしょうか? 運送や送迎等の運行を主としない職種に限り、アルコール検知器と録画データの提出で確認に変えることが可能であるべきと考えます。</p>
216	<p>そもそもの法律の実施内容自体に無理がある。現実的な話でない。5台以上である場合、というのも何の根拠があるのか、不明です。直行直帰の多い会社ではまず、実施不可能。中止すべきです。</p>
217	<p>早朝・深夜の管理者による確認業務は、労務上の問題があり、実施できない。また、</p> <p>アルコール検知器の機能維持のための「費用補助の仕組み」を作りたい。理由は、アルコール検知器は、定期的なメンテナンスが必要であり、製品寿命による買い替えが必要です。一度買いそろえれば良いわけではなく、アルコール検知器維持には、半永久的にコストがかかる。さらに、アルコール検知器の測定結果の精度が正しいかを調べる仕組みがないと、検知器を用いても厳格な測定になるとは限らない。</p>
218	<p>最初は2022/4月でそれが延期になって2022/10月、またそれも延期になって使う側としてはいつのタイミングで用意していいのかわからず迷惑です。2023/12/01予定ということですが早急に義務化の開始日を確定してほしいです どうぞ宜しくお願い申し上げます。</p>

219	<p>検知器を使用したの確認ですが、昨今の情勢から飲酒運転における事故を防ぐ対策が必要である事は理解できます。ただ、業種によって対策方法は一律では無いと思います。福祉施設での運転業務では、他の運転業務を伴う業種とは異なり、業務中に飲酒をする機会はないので、始業時のみの検査が良いと思います。</p> <p>検知器の使用については、感染予防の観点から使いまわしは出来ません。運転手個人用として用意しなければなりません。現在、物価高騰の煽りを受け、経費削減をしていく必要もあります。国からの法令での定めであれば、機器の購入資金の全額援助が必要です。また、機器を更新する必要もあるので、更新時の購入費用の全額援助も必要です。</p>
220	<p>飲酒運転を減らすための法律なのに世の中に出回っているアルコール検知器の精度が悪すぎる。いろいろなアルコール検知器を買ったがどれも飲んで飲んでいないことになっていた。警察からその辺の警告をして周知してもらいたい。</p>
221	<p>アルコール検知器協議会製の検知器を買ったがアルコールを飲んででもゼロとでる。ちゃんと警察で取り締まってから実施すべき。</p> <p>暫定措置の廃止に反対する。</p> <p>本運用の内容に問題があるため、本運用の内容に反対し、暫定措置の継続を求める。あるいは本運用の内容の見直しを求める。</p> <p>私は、社外でレンタカーを利用して環境調査を行う一業務部門に勤務し、酒気帯び確認を行い、記録する者です。事業所は社有車を保有し、構内での事業を主に行っているため、安全運転管理者を選任しています。そのため、レンタカー運転者に対しても酒気帯び確認を昨年4月より実施しています。1年が経って、課題がいくつか挙がっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県外でのレンタカー運転のため、基本的に対面での酒気帯び確認はなく電話による確認がほとんどである。レンタカー運転者は、勤務時間に合わせた運転になるため、酒気帯びの確認者は、勤務時間外に電話を受けることが大半となり、時間外労働時間が増える。</li> </ul> <p>222</p> <p>しかし、一方で、電話を受けるためだけに会社に早出したり、残業をするわけにはいかないもので、通勤時や在宅時、社外で電話を受けており、時間外手当がつかない状態になった。政府のいう「働き方改革」に逆行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話での酒気帯び確認は、本当に事実が確認されたのか信憑性がない。</li> <li>・レンタカー運転中は、勤務時間中であり、昼食時や休憩時に飲酒をすることはその後の自身の行う業務に影響があり、また、協力会社との連絡や打ち合わせにも支障があり、業務中に飲酒ができる環境にあるとは言えない。</li> </ul> <p>個人の中で業務が成り立つ場合、他者が関与しない業務であれば、業務中の飲酒が可能かもしれない。業務内容や業態のようなものを特定して酒気帯び確認をすべきと考える。</p> <p>以上のように、レンタカー運転者の酒気帯び確認については、課題が多く、酒気帯び運転の取り締まり効果はほとんど意味がないと言える。</p> <p>レンタカー運転者の酒気帯び確認については、是非とも、事業者の管理者側で働く人の負担軽減のために、酒気帯び確認からの適用除外を要望するものである。あるいは、法律を適用するならば、業務の内容などを特定して適用するなど内容の検討をしていただきたい。以上</p>
223	<p>小さいデイサービスの管理者です。常に職員の顔は見渡せる状態です。</p> <p>費用負担や仕事の負担を考えると、ないほうがありがたいです。せめて現行の目視確認をお願いします。</p>
224	<p>アルコール検知の義務化自体廃止。</p> <p>224</p> <p>半導体不足の影響で検知器が市場に行き渡らないことは、素人でも判断できる時に法律の施行時期を定め結局延期してグダグダ。</p> <p>立派な大義名分掲げるのであれば、細かな部分を経済界にもっとヒアリングして、世間ズレしてない法律を確認すべき。そもそもこんなくだらない事をやる前に他にやることあるのでは?お役人様の思いつきで経済界は迷惑してます。</p>
225	<p>八街市の事故がもし営業ではなく一般の車での飲酒事故であったとしたら、事業者アルコールチェッカーでの義務化とはなっていないのではないでしょうか。それであれば5台以上保有しての事業者には検査や記録もを求めるのは業務量を増やすことになり、強いては、労働時間の短縮に進んでいるご時世に逆行しているものです。そのようなものは再開するや期限の延長をするのではなく廃止にすべきである。緑ナンバーの事業用の車は、業務開始終了時に行っても先ほど記載の勤務時間内ですべきことであるので、廃止する必要はないと思います。しかし、一般のものは、運転自体飲酒は当然だめであるので、それを一部のみ事業者に肩代わり差すことは、いかがなものか。また、自家用を事業用に使用した場合の取り扱いのQ&amp;Aでは、自宅に帰宅時又は出発時にアルコールチェッカーでの測定や報告し、安全運転管理者に確認してもらうことになっていますが、これをQ&amp;Aのとおり実行すれば、多額の費用と労働時間、労働環境の問題が非常に多く出てくることは想像できます。それらも含めて、この施行規則は廃止とすべきである。</p>
226	<p>私は安全運転管理者にされていますが、今公表されているやり方をそのまま行った場合、業務過多に陥ります。</p> <p>出退勤する社員に対して立ち合い・目視の元、アルコール検知器の利用は多くの中小企業において安全運転管理者、副管理者は現実的には立ち合い・目視を行わずアルコール検知器を使い、本人がチェック表に記載する形を取ると思います。</p> <p>なぜなら、安全運転管理者が社員が出勤する前に出社して、全員が退勤するまで会社に残るか携帯電話のビデオ通話等で目視しなければならないなんて事は現実的に不可能であり、あまりにも安全運転管理者や副管理者に指名された者の負担が大きすぎるからです。</p> <p>また、アルコール検知器は使用回数や年数が限られており、消耗品といっても過言ではないと思います。依然コロナ禍といえる現在において、手指消毒を頻繁に行いますので検知器の誤検知や故障の原因になっています。</p> <p>1台あたり数万円する検知器を使用回数や年数毎に買い替えする事は従業員や拠点の多い企業ほど負担になります。</p> <p>226</p> <p>この法改正によって受ける企業側の負担を何故、国は補助金制度等で補助しないのでしょうか。飲酒運転による死亡事故を防ぐ目的である事は百も承知ですが、この法改正は企業にとって手間や人件費、支出が増えるだけであり、安全運転管理者を始めとする従業員の不満や手間を増やすだけです。</p> <p>また、この法改正では出退勤時のアルコールチェックを行います。就業中にアルコールを摂取する可能性については考えていないのでしょうか。八街の事故でも運転手の男は「帰りに飲んだ」と証言しています。</p> <p>いくら出勤時のアルコールチェックで問題なくても、外に出る仕事でコンビニ等で酒を購入して就業中にアルコールを摂取する事はいくらでも可能であり、想定できる事だと思います。</p> <p>よって、八街の事故からみてもこの法改正ではカバーし切れていないので無意味だと思います。少し話が逸れますが、この法改正は法人及び該当する法人に属する従業員のみが対象となっています。飲酒運転による事故は個人が運転する自動車でも起こりうるもので、法人に対してこの法改正で締め付けを強くしたとして、個人が運転する自動車飲酒運転は減りません。であれば、自動車自体に飲酒運転を出来なくさせるような仕組みを設け、義務付ける事の方が必要なのではないかと思います。</p>

227	<p>本制度は、2023年12月1日から検知器を用いた測定をするのではなく、本項目そのものを廃止すべきであると考え意見提出をします。</p> <p>令和5年度の交通安全白書によれば、全国の安全運転管理者と副安全運転管理者数は約40万人、そして対象となる運転者は800万人となっています。ここにはトラック事業者もあれば、セールスに使っている人もいるでしょう。まず、この制度は、千葉県八街市の仕事帰りの事故が発端で導入されたと説明されています。</p> <p>ハッキリ書きますが、800万ドライバーの何人が、飲酒していると思っているのでしょうか。20歳を過ぎれば、飲酒できますが、酒を飲まない人もたくさんいます。そういう嗜好の調査もなく、義務化することはおかしいのではないですか。さらに、今どきの会社の従業員が、事故を起こさなくても、飲酒運転をしていて会社の車を運転していたら、ほとんどが即刻懲戒解雇などの厳しい処分を受けることになるでしょう。そのことは、千葉の1人以外の799万9999人は承知しているはずですが。その1人のために、約800万人に対して、朝夕のアルコール検知、そのための安全運転管理者の対面等の確認と記録を設けることについて、善良で交通法規を遵守しており、少なくとも一般の国民よりも日々、安全運転に積極的に取り組んで実施している、多くの安管事業所の管理者と運転者に対して、(あたかも、貴方たちは千葉の一人と同類で信用できない連中だからというように)、余計な負荷をかける必要はないはずですが。</p> <p>アルコール検知器は、検知器自体を揃えることも必要ですが、この精度管理も重要で、最低でも1年ごとのセンサー交換が必要です。検知器業界は、警察のご協力・ご支援を受けた大きなビジネスチャンスを、それこそ神風でも吹いたように思っているのかもしれませんが、その必要が本当にあるのか、私にはさっぱり理解できません。おそらく、800万運転者も同様でしょう。1人以外の800万ドライバを馬鹿にしています。どうしてもやりたければ、今年12月からは、安管車両に、来年からは一般車両にも検知器の積載などを義務化すべきなのです。</p> <p>また、この制度が、いつまで続くのか目途がないのも問題です。時限制度なのか、将来も続くのか、全く明示がありません。まるで、運転する人は、アルコール好きであるという思い込みをしていますが。この制度を導入するのであれば、まず、全国一斉のアルコール検問を行い、そこで、安管事業所の運転者が、他の一般の国民よりも飲酒運転違反率が大幅に高いというような裏付けを示して、理解を得るべきです。そのようなデータは、今見たことがありません。せめて、昨年4月以降のアルコール検問で、安管事業所車両の飲酒運転が減ってないとか、検知器を使わないと、効果がないとか、そういうことを示すべきです。また、既に下火になってしまいましたが、このところの新型コロナ下で言えば、体調不良者に運転させないことも、これは、本来の安全運転管理者の義務であったはずですが。それならば、朝夕の体温の測定と記録を残させることは、本人の嗜好は関係ありませんので、これの実施は法の本旨に合致しているもので、実施すべきではなかったでしょうか。そういう指導などが何もされなかったと思います。それに対して、繰り返しになりますが、本人の嗜好でもある飲酒に対しては、アルコール検知器を用いた測定が施行されることは、冷静にデータを伴って作った制度ではなく、一旦決めてしまったものはやるしかないというように思えてなりません。アルコール検知に関する項目の廃止を求めます。</p>
228	<p>平素から社会貢献の為にご尽力いただきありがとうございます。これからもよろしくお願い致します。さて、表題の件で意見を提出したく。</p> <p>令和5年12月1日からアルコール検知器の使用義務化について、以下の問題点が解決されていない為、延期もしくは対象の改正が必要だと思慮致します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. アルコール検知器の入手と継続的使用について供給網が追いついていない ①アンケートで7割の会社が入手済みとあるが、アルコール検知器は約1~1.5年で更正が必要となる。全社が更正対応が可能か? ②アルコール検知器が適正に使用出来る期間を把握したうえで、警察庁として白ナンバー業者が1年に1度入替えを行う事に問題無い供給網が整ったと判断したのか?</li> <li>2. 緑ナンバーのアルコール検知器の供給を圧迫しないか? ①業務として車の運転を行い、旅客サービスや運送業を行う業者が影響を受け、アルコール検知器が入手出来ないのは問題ではないか? ②緑ナンバー業者がアルコール検知器の更正を行う時に影響がないのか?</li> </ol> <p>1.2について問題が起きる可能性がないと判断出来なければ、供給網が整うまでは実施を見送られることを願います。</p> <p>また、案になりますが一部義務化として、白ナンバー営業車は対象外として工事車両、運搬車両などを対象として実施されるのはいかがでしょうか?</p> <p>千葉県の事故は白ナンバーの運搬車両を運転している被疑者がおこしました。そちらだけでも先ずは行ってはいかがでしょうか?</p>
229	<p>私は石川県の企業の従業員ですが、2022年4月度より出勤・退勤時のアルコールチェックを会社で義務付けられており日課となっております。地方の会社のため、従業員のほぼすべてがマイカー通勤をしており、男女・正社員・パート、飲酒の有無に関わらず、出勤用の車に乗る前にチェックする運用としています。</p> <p>スマホアプリとクラウドシステムを使用した「あさレポ」(鈴与シンワート社製)により上司に瞬時に顔色や度数が報告する仕掛けとなっており重宝しています。</p> <p>このシステムのおかげで、二日酔い気味で酒気帯び運転をして出勤してくる輩はいなくなりました。酒気が冷めるまで半日休ませ、有給の取得促進にも繋がりました。</p> <p>2023年12月1日の施行を心から望みます。</p>
230	<p>いつも大変お世話になっております。と申します。</p> <p>法令に関して、質問がございます。</p> <p>●直行直帰の場合の検知</p> <p>→顔目視 現状は管理者がアプリ機能の顔写真を見て確認しているが、業務都合上で直行直帰を禁止することは難しい</p> <p>以上の運用で大丈夫なのかというのが、質問でございます。ご確認のほどよろしくお願いいたします。</p>
231	<p>ご苦勞様です。弊社は白ナンバー車使用会社です。</p> <p>アルコールチェックは必要と考え機器でのチェックを義務化前ですが行っています。</p> <p>そこで問題点として対面でのチェックが難あります。</p> <p>早朝、深夜、休日での対面(電話等でのリモート含む)は本人と相手との時間差もあり、かなり無理があります。</p> <p>基本は対面だが時間外等の場合はメール等で事後確認でも良いとお願いいただくとチェックがスムーズに行えます。チェックすることは絶対でも構いません。そこがクリアできると管理者も管理がしやすいです。ご検討の程宜しくお願い致します。</p>

232	<p>アルコール検知器以前の問題としてアルコールチェックそのものに対して法整備に無理があると前回は意見を申し上げました。</p> <p>当社もアルコールチェックについて一年間を通して行ってまいりましたがやはり当初予想されたように全台完全実施は困難だということがわかりました。</p> <p>当社は人材派遣業をしており、その出勤体制はクライアントに合わせて様々になっており、社用車に乗り合わせで行く者がいれば、社員寮から直接客先に向かう者、集合して勤務場所に向かう者ピックアップしていく者、そこのすべてにアルコールチェックの人員を配置するとなると、無限に人手とコストが必要となります。</p> <p>今まで機器なしでアルコールチェック専用の日報で報告・管理してきましたが、実際に営業時間外のため未実施、直行直帰のため未実施などのコメントが一定数あり、それは夜勤で報告受け者がいない(実際はいる受任者に報告を受けることを義務付けると時間外労働となりうるためできない)担当マネージャーが不在であるために行えないなどの理由があり、そもそも車の運転を生業にする企業と車の運転は付随する業務である企業ではまったく異なる性格をもっている ので、緑ナンバーの法律を白ナンバーに当てはめること自体が無理であると結論づけられます。</p> <p>千葉県八街市の事故は大変痛ましく個人的には憤りを感じていますが、なぜ運送会社のトラックが白ナンバーで運行しているのを規制しないのか、運送会社に所属しているのにアルコールチェックは実施されないのか、フォーカスするところがおざなりになっているように思えてなりません。飲酒運転の撲滅については何ら異論もないし、むしろ積極的に取り組みたいと思っておりますが、このままの法律ではそれも掛け声だけの形骸化されたものになると懸念しています。管轄省庁がもっと現場を研究し、それぞれに合致した法律を整備されることを望みます。パブリックコメントは募集するものの、それについての質問や疑問に回答はしないということとは不誠実です。何らかの形でもその質問や疑問には答えられるようにすることは行政としての義務であるし、国益にかなうことと思えます。</p>
233	<p>某中小企業の安全運転管理者です</p> <p>今回の改正の背景は原因となった事故の内容も存じていますし、ここまでやらなきゃダメだという想いも解りますが、逆にここまで縛れば大丈夫だろう? という現実に働いている労働者の実情を知らない方が安易に作ったルールに見えてしまう側面もあります。</p> <p>運用上のルールとして現実には業態によってはアルコールチェックの立会が難しい場合もあろうかと思えます。世の中9時から5時の勤め人ばかりではありませんし同じ社内であっても日によっては一人、乃至少数の人員だけで他のスタッフとは違う時間に就業する場合があります。業務によっては休日の直行直帰もあり得ます。</p> <p>従業員がバラバラな時間で就業開始するケースが散見される環境で、電話であれ、ビデオ通話であれ検査立会に最低一人は付かなければならないという事になれば運用・管理する側の負担はこのルールを策定した方の想像を超えられると思われまます。</p> <p>結果、現段階では遵守しようと思えば会社の誰かが休みの日や深夜早朝に立ち合いの為に時間を合わせて起きる、もしくは電話が通じる場所がいなければならない状況が生まれ、休むべき時間に休めない人員を生みます。</p> <p>それを避けるため(法令順守のため)にはコールセンターなどを利用して社外の方からコールバックを受け電話で立会代行のような形をとらざるを得ないです。</p> <p>この方法を取るには少額では済まない出費が掛かり続ける上に、アルコールチェックカーの更新費用も使用者側にはコスト増として大きくのしかかります。</p> <p>このルールが形骸化してしまう大きな原因にもなり得ると考えており、それを避けるためにも安全を担保できるのであれば制度上の迂回路のような特例があってもいいかと考えます。具体的には</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・深夜、早朝、休日等事業所の通常業務の時間外に従業員が仕事に出たり、退勤する際のチェックに関し、アプリでの撮影で本人確認とアルコールチェックの数値についてすり替えが無いとデータの信頼性が担保されているシステムを利用する場合</li> <li>・「アルコールチェックの結果が検出無しである場合に限り出発して良い」、</li> <li>「検出結果が0以外の場合は会社(安全運転管理者)に連絡がついて指示を受けるまで運航禁止」が許容されるだけで運用上の負担は下がる気がします。</li> </ul> <p>これが守られている以上は管理者不在で従業員が飲酒、酒気帯びで警察のお世話になることはありませんし飲酒の結果として起こる事故も生みません。</p> <p>管理側にしろ、運転者側にしろそのルールを破った場合は運行管理ができていなかった際に適用されると同様の処罰すれば良いのではないのでしょうか?</p> <p>現実的でない厳しすぎるルールで縛って破綻や違反を招いたり、ルールが形骸化するぐらいであればこうしたほうが危険度を上げずに、ルールが順守される割合が上がるのではないのでしょうか?</p>



234	<p>はじめに: 昨年2022/04/01よりアルコールチェックの義務化については実施しており、台帳記入及び管理も行っております。アルコールチェック器についても簡易なものではございますが既に事業所受付に設置済み(ほぼ未使用)です。コンプライアンスの弊害が出てきていますので伺いたい。</p> <p>(1) ① そもそも飲酒運転はしていいのか? 私どもの知る限り飲酒運転は道交法違反であり犯罪ですが、アルコールチェックを義務化するなら社有車のみならず個人車両についても義務化すべきではないでしょうか? 安全運転管理者がいない事業所の社有車がまた千葉の八街で起きたような陰惨な事件が起きてもいいのですか? また、起きた時どうするのですか? 1億2千万人分の数名のキチガイみたいな人が犯した飲酒運転事件・事故の為に旅客や運送事業者で無い企業まで義務化されるのは如何なものかと、また、安全運転管理者といえど民間人が取り締まりをしなければならないのか? また取り締まっていいのか?</p> <p>② アルコール検知器の費用について 公から助成されるのか? 又は税金から全額控除されるのか?</p> <p>③ 時間外のアルコールチェック(取り締り) 弊社就業時間は9:00~17:30ですが、時間外についてアルコールチェックについては各所轄警察で受け付けて頂けるのか? 社内で受け付けるのであればその時間外労働賃金について政府からお支払いいただけるのか? 警視庁や国土交通省から給料頂いておりません。勝手に安全運転管理者の業務拡充しないで頂きたい。 ※ 平成23年の道交法改正の時に運行管理者を選任しているとか、営業ナンバーとか関係なく、貨物事業,旅客事業(バス・タクシー)に従事する車両は例外なくアルコールチェックを出発・帰着時に受けなければならない。としていれば2021/6月千葉県八街で酒酔い運転の■がユニクトラックで小学生の帰宅隊列に突っ込む陰惨な事故は防げていたのではないのでしょうか? 2022年の改正で今度は車で商売していない一般の会社まで巻き込んでまたぞろ、11名乗車できる車両1台以上所持している、安全運転管理者を選任している以外はアルコールチェックの義務化対象外としていますが、そういった社有車5台未満の事業所の車が飲酒運転による複数名の被害者出す死亡事故が起きた時どうされるのですか? また後付け・継ぎ足し法改正されるのですか? また同じ過ちを繰り返されるのですか? あたり前に『飲酒運転は違法行為です』『犯罪です』飲酒による事故では保険利きません。死亡人身事故など起こせば間違いなく人生終わりです。大多数のほとんどの免許所持者は理解し飲酒運転しないはずです。貨物・旅客事業者以外アルコールチェックの義務化必要でしょうか?</p>
235	<p>アルコールチェックに関しての意見です。</p> <p>アルコールチェックを実施するのは結構ですが、安全運転管理者の負担が大きすぎます。 チェッカーの義務化はまだ先送りにし、今一度アルコールチェックの施行方法に関しても再考して頂きたいです。理由としましては以下の通りです。</p> <p>1. 弊社の業務上、出張も多く、直行直帰の場合が多々あります。 現状の施行してるアルコールチェックでもそうですが、目の前にいない状態(テレビ電話先等)でアルコールの反応があり、運転禁止の指示を出しても、結局運転者本人が勝手に運転してしまったらどうしようもない気がします。 それを仮に安全運転責任者、社長の責任と言われても納得いきません。</p> <p>2. 弊社の業務内容上、夜間、休日、祝日に出勤する場合があります。 現在施工されていますが、夜勤の場合に安全運転管理者による対面等での顔色等によるチェックは安全運転管理者が退勤かつ、寝ていることが大半です。 現状夜勤は数が少ないので、なんとかテレビ電話を繋ぎながらチェックしていますが。 休日の朝早くに電話がかかってくることも負担になります。 アルコールチェッカー使用を義務化されるのは結構ですが、対面せずともアルコールチェッカーだけで事足りるような、アルコールチェッカーを警察が何種類か指定して頂き(もちろんそれなりの安価で)、全対象者はそれを使わないとアルコールチェックをしたことあたらない等して頂きたいです。現状様々なメーカーがアルコールチェッカーを出しており、アルコールを飲んでいないにもかかわらず、誤反応してしまうものもあります。</p> <p>1. はもしかしたら私の情報不足で安全運転管理者の責任にならなかつたら申し訳ございません。でも、②に関してはどうかして頂きたく、その準備が整うまでは、延期すべきと考えます。</p>
236	<p>アルコール検知器使用について令和5年12月1日より開始は無理があると思う。当面の間適用しないと発信されていたにも関わらず突然の開始では準備出来ない。目視点検でも十分役目を果たしている。準備期間を1年以上設ける、又は白紙撤回をお願いします。これ以上国民に負担をかけないで頂きたい。断固反対です。</p>
237	<p>アルコール検知器令和5年12月1日より開始は反対です。理由は準備期間が短い。検知器が準備できない。目視点検で十分効果ある。以上から反対です。</p>

238	<p>私は、アルコール検知器の製造、販売、保守を行っております、■の取締役で■と申します。この度の『アルコール検知器の使用義務化』について、ここまでの弊社による情報収集の結果及び弊社の実体験をもとに、現在の改善要望をまとめ、パブリックコメントを提出させていただきます。添付にて、提出をさせていただきますので、よろしくお願い致します。</p> <p>「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集についてのパブリックコメント</p> <p>今回、提出する意見については、『安全運転管理者に対するアルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認等の義務に係る規定を当分の間適用しないこととしている暫定措置の廃止を内容とする』事に関連するものですが、直接この開始時期の確定に対しての意見ではございません。</p> <p>今回記載している内容は、以前のパブリックコメントでも記載させていただいた内容でもあり、いよいよ実運用が始まる際に懸念される課題をまとめたものになりますので、今回の意見公募に直接関連するものとは言えないかもしれませんが、重要な課題であると考えますので、対応や法律改正をご検討いただければと存じます。</p> <p>&lt;アルコール検知器義務化法令に関する意見&gt;</p> <p>1)細かい運用方法についての情報提供</p> <p>現在、アルコール検知器の義務化に関して、事業者側で対応をしようとした場合、情報が不十分で判断に迷う場面があったり、異なった解釈を行う懸念が多々見られます。この点について、更なる情報提供を行う等、対応をお願いしたいと考えます。</p> <p>■情報追加を行うべき例</p> <p>例1: アルコールチェックを行う対象となる運転行為について不明確である点 アルコール検知を行う対象は、道路交通法によると「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者」とありますが、そもそもこの運転という行為の定義が不明瞭であり、ユーザー毎により解釈が異なる可能性があります。安全運転管理者の管理する対象には、通勤による運転は除かれるとされておりますが、それ以外に「直行直帰」の運転も対象であるとの記載もあり、この『直行直帰』と『通勤』の境目があいまいであるため、この辺りの定義を明確にすべきかと思われます。</p> <p>例えば、出張等によるレンタカーでの運転の場合、業務上の運転であるのかどうかをどのように判断するのか(レンタカーを使用して宿泊先に移動する場合、これは業務にあたるのか等)、あるいは直帰後に時間をおいて社用車を運転する場合、この運転は業務とみなすのかなど、明確にすべき点が多々あるように思われます。</p> <p>例2: アルコールチェックを行う、運転者の対象も不明確である点 そもそも、安全運転管理者が管理を行う対象となる運転者についても、解釈に迷う場面が、多々あると思われます。</p> <p>同じ会社内で、別の拠点の者が、自拠点の車輛を使用して運転する場合、アルコールチェックの対象となるのか、それが社外の人間であった場合、アルコールチェックの対象となるのか。更に言えば、自拠点の車輛でない場合の運転であっても、派遣社員や契約社員の場合、下請け業者の運転であった場合、短期(スポット)の業務依頼の場合等、アルコールチェックを行うべき対象の線引きが不明確であると考えられます。</p> <p>例3: アルコールチェックを行う、管理者の定義は 「安全運転管理者の不在時など安全運転管理者による確認が困難である場合には、安全運転管理者が、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者に、酒気帯び確認を行わせることは差し支えない。」とありますが、この点について更に当方にて最寄りの警察署に確認をしたところ、「自営業所の社員でなくても可能であり、更に言えば社員でない外部の者」に委託する事も可能であると同っております。</p> <p>まず、この見解が確かであれば、是非とも文書として明示していただきたいと考えます。更に、上記の見解の解釈としてですが、例えば外部の者として運転者の家族がアルコールチェックを行い、記録を保存したり管理者に報告するといった解釈すらも可能になるように思われますが、いかがでしょうか。これらの事例は、それぞれ非常に細かい内容ではありますが、それだけに何らかの方法で文書化する事で、定義を明確にすべきだと考えられます。</p> <p>尚、運輸事業におけるこれらの法的解釈の詳細は、「輸送安全規則の解釈及び運用について」といった通達文書により明示されておりますが、是非とも同様の文書の発行を期待いたします。</p> <p>2)アルコールチェック実施に対しての、監査等の管理やチェック</p> <p>現在のアルコールチェックに関する法令では、チェックの実施に加え記録保存についても義務化されておりますが、その後のフローとしての監査や行政によるチェックが明確にされておられません。事業者の立場として、法律に定められた通り記録を保存したとしても、それを確認されることもなく、何かの役に立つこともないという状況が続くとしたら、このアルコールチェックの制度も形骸化する可能性が高いと思われます。</p> <p>全件の監査が困難であったとしても、ランダムチェックのような形を取ったり、年1回の安全運転管理者講習の際に、アルコールチェックの記録だけでも提出させるなどの措置を取るなど、何らかの行政によるチェックの方法を確立することを期待いたします。</p>
	<p>3)目視による確認について、条件付きの緩和策の検討</p> <p>現在、目視によるアルコールチェックと記録保存については運用が開始され、4か月以上が経過していますが、当社も含めた実運用の状況を確認すると、非常に負担が大きいことがわかってまいりました。特に早朝や深夜に実施するケースが多々発生する場合、アルコールチェックを行う管理者の負担が大きく、個人の生活や健康が脅かされるような事態が発生しているようで、この点について条件付きの緩和策を提言したいと思います。</p> <p>■目視によるアルコールチェックの負担の実態</p> <p>まず、この目視によるアルコールチェックは運輸事業者の実施する対面点呼(及び電話点呼)をモデルとして制定されたと推察しますが、そもそも車両の運行を生業とする許認可事業であり、安全管理を専任する運行管理者という人員を置く運輸事業者とは、目視確認における負担が違いすぎるのが現状だと思われます。更に言えば、小規模の企業や事業所の場合、管理者の人も出も足りず、ほぼ1名で全員のアルコールチェックを行う事になり、結果として早朝や深夜のアルコールチェックが連日にわたり実施され、時間外勤務をずっと続けざるを得ないという状況が発生しています。</p> <p>このような状況では、真面目に実施しようとする事業者であるほど負担が大きく、結果 継続し続けるのが困難であることが予想されます。</p> <p>※ちなみに、当社の事例を申しますと、ある営業所では、1名の安全運転管理者が5名の運転者の管理を行っておりますが、1名1名が週に1~2回程度の頻度で早朝(6時出発)や深夜(21時)の戻りという業務を行った場合でも、管理者はほぼ毎日のように早朝・夜間の勤務が必要なこととなり、厳しい負担を強いられております。とはいえ、このアルコールチェックの為だけに管理者を増員する事も困難で、現状では解 決策のない状態で安全への義務感だけを抱いて目視による確認を継続しているところになります。</p> <p>この状態を解決するための方法として、人的投資以外に、機器やシステムへの投資で解決 できるような法体制を期待します。</p> <p>■目視による負担を軽減するための新しい方策の提言</p> <p>現在、販売されているアルコールチェッカーには業務用として販売されているものも数多くあるのですが、その中にはこのような状況に合わせて、人による監視を必要としない機能を持つものもあります。</p> <p>具体的には、『不正防止機能』『記録保存機能』『測定結果通信機能』などを持つ機器になりますが、これらの機能を持つアルコールチェッカーであれば、目視に頼らなくても安全なアルコールチェックは可能であり、管理者に求めることはリアルタイムの管理ではなく、後日であれしっかりと結果確認を行う事にあります。</p> <p>ここから、具体的な目視に代わる運用方法を提案いたします。</p> <p>■目視に代わる、新しいアルコールチェックの方法</p> <p>まず、前提としてきわめて正確な測定機能を持つことが必要になりますが、その上で各運転者は管理者不在の状態、アルコールチェックを行います。</p> <p>そこで、不正防止機能を持つアルコールチェッカーであれば、運転者がしっかりと肺から呼吸を吹き込む事で、測定が開始されます。</p> <p>次に測定中の不正防止機能ですが、具体的には運転者が測定を行っている最中に静止画もしくは動画をその様子を撮影します。</p> <p>これらの機能により、身代わりの測定や呼吸を吹き込まない偽りの測定などの不正を防止します。更に、アルコール測定の結果自体は、パソコン等のアプリケーションに保存されますが その結果は、運転者の意に沿わないものであっても、改ざんしたり消去することは出来ません。これらの条件が満たされた場合には、目視でなくても確実なアルコールチェックを行う事は可能になります。</p> <p>尚、もし測定により酒気帯びが確認された場合ですが、その場合は即時で管理者の携帯電話等に連絡が入る機能もありますので、目視を行っていない場合であっても、リアルタイムの対応は可能になります。</p> <p>■新しいルールの制定について 上記の内容を踏まえ、是非とも目視確認の条件を緩和していただきたいのですが、その内容は下記のようなものがふさわしいと考えられます。</p> <p>「アルコールチェックの実施について、使用するアルコールチェッカーが記録保存機能や不正防止機能を備えている場合は、これらのアルコールチェッカーを使用する測定に限り、安全運転管理者による事後の記録確認を行う事で、目視による確認に替えられるものとする。</p> <p>そのアルコールチェッカーの機能としては、肺中の呼吸を測定できる吹き込み型の測定器であり、不正測定を抑制するために運転手の測定の状態を静止画もしくは動画で撮影 できる機能を有するものとする。</p> <p>また、その結果についても、パソコンなどに自動的に保存されると共に、その結果について修正や消去を行う事が出来ない機能を有するものとする。</p> <p>また、その結果についても、パソコンなどに自動的に保存されると共に、その結果について修正や消去を行う事が出来ない機能を有するものとする。</p> <p>更に、もしアルコールチェックの際に、アルコールを検知した場合は管理者へその結果を通知できる機能を有する事も条件とし、運転者が酒気を帯びている可能性がある場合などは、管理者がリアルタイムでその事実を確認し対応できる事が出来る体制を備えることも必要とする。」</p> <p>意見としては以上となります。ルールの改定等、非常に困難な部分もあるかと思いますが、このアルコールチェックという制度の有効性を確立し、恒久的に継続させるために、是非ともご検討をいただければと存じます。以上</p>
239	<p>アルコール検知器協議会に属している■の■と申します。</p> <p>この度の法令化に対する我々からの意見を述べさせていただきます。</p> <p>1.アルコール検知器の使用有無に関して、通達通り2023年12月1日からの開始を希望致します。実際に、我々が製造販売している中で製品の安定供給が可能であると飲酒運転の撲滅に繋げる ためにこれ以上の延期は希望致しません。</p> <p>2. 使用する機器に関して、機能や精度をより強固であるものが良いと希望致します。</p> <p>今回、法改正の目的は「飲酒運転の防止」であると考えます。</p> <p>現在、市場には様々なアルコール検知器が出回っております。使用者を購買意欲として、 機能や精度を見ずに、価格面だけで購入する事業者も多いはずで。</p> <p>安易に安価な製品を手に入れて検知器の使用と認めて良いのでしょうか。</p> <p>本当に正しいアルコール検知器を使用して、撲滅するためには「飲酒してない人へなりすまし防止のための顔認証」 や「精度の高いセンサーの使用」 この様な機能があるものを使用希望致します。</p>

240

お世話になります。私、■営業課の■と申します。  
本内閣府令案との関係につきましては、弊社は酒気帯び有無確認を代行する業務委託事業会社の立場でございます。  
サービス提供を行う中で、お客様からよくいただきます事項を御意見としてお伝えしたく、ご連絡した次第です。お手数ですが下記のご確認をいただけますと誠に幸いです。

【御意見事項】  
酒気帯び有無確認作業の委託可否について、貴庁から全国的な統一見解をいただきたく存じます。  
現在、酒気帯び有無確認作業については、貴庁が発信した「安全運転管理者制度に関する留意事項について（通達）」などより一定の条件のもと、弊社を含む外部への委託が許可されている認識でございます。 <https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/insyu/index-2.html>  
ただ、上記見解については、各県警ごとに委託可否についての認識が分かれております。弊社では、全国に拠点を持ち、各拠点で酒気帯び確認を行う会社様から、酒気帯び確認業務の委託についてご依頼いただくことが多いのですが、その際、各県警ごとに委託可否(酒気帯び確認作業を外部に委託できるか否か)の認識が分かれていることにより、本業務の委託を不安視されているお客様が多くいらっしゃいます。  
お客様業務の負担軽減や、円滑な酒気帯び確認作業を遂行できるよう貴庁の中で全国的な統一見解として、日本全国で酒気帯び確認作業の委託が可能である旨若しくは、特定の県警の管轄下では酒気帯び確認の委託は不可である旨、を厳格に規定・周知いただきたく存じます。貴庁のご事情を知らない中で、不躰なご意見を失礼いたします。何卒ご検討の程、宜しく願い申し上げます

241

現行の白ナンバーのアルコールチェックの義務化に伴う法改正により、各企業が対応に追われている窮状を少しでもご理解頂きたく、現状弊社が把握している内容を記載させて頂いております。内容に相違ございませんでしょうか。

【意見内容】

① 『通勤(出勤、退勤)』 は今回のアルコールチェック義務化の対象外である。 →例えば、退勤の為に社有車を自宅へ持ち帰る際は、アルコールチェック不要。  
ただし、自宅から『業務』の一環で出発又は帰宅する際は、『社有車』『私有車』問わずに、アルコールチェックが必要である。

② 乗務前・後の点呼確認者は、『安全運転管理者』『副安全運転管理者』『安全運転管理者の業務を補助する者』の何れか。  
⇒『安全運転管理者の業務を補助する者』とは、社内外問わず運転者以外であれば、誰が行っても可能である。  
ただし、社外の人間が点呼を行う場合は、『業務委託契約』を交わし、点呼実施者を特定することで、事前に2社間で取り決めをする必要がある。

③ 社有車や私有車のみならず、『業務』に係る限りレンタカーやカーシェアリングも、対象の自動車と認識される。 ⇒ ただし、安全運転管理者が選任されている事業所かつ業務使用の場合のみ。

④ 同じ運転者が、外出 帰社 (帰宅) を繰り返す場合であっても、アルコールチェックは業務の開始前と終了後の2回のみ。(仮眠は、業務中の一環とみなされる。)  
<業務の一連の流れ> 自宅→車移動→作業場→車移動→自宅(食事+仮眠)→車移動 事業所  
上記が1日の一連の業務の場合、アルコールチェックが必須となる機会は、『自宅』からの出発時と『事業所』への帰社時の2回のみである。

⑤ 一般的には私的な『レジャー活動(例: 買い物、ゴルフ等)』とみなされる行為であったとしても、その活動が会社の『業務』の一環と判断されうる場合であれば、アルコールチェックや点呼の記録については、企業内で管理しなければならない義務が発生する。以上

本資料は、東海電子株式会社、警察庁の資料閲覧室から入手したものを目視でテキスト化したものです。警察庁が黒塗りにした部分は ●や空欄で示しています。